

吉野町第3次障がい者基本計画

令和5年3月

吉 野 町

はじめに

すべての「ひと」がともにつながり認め合う、
いきいきと暮らせるまち 吉野町 をめざして



本町では、平成 25 年 3 月に「吉野町第 2 次障害者基本計画」を策定し、「すべての人がともに認め合い、いきいきと暮らせるまち 吉野町」を基本理念として施策を進めてまいりました。

策定から 10 年が経過し、国は平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を定めるなど、障がい者施策に係る法整備を進めてきた中で、新型コロナウイルス感染症や障がいのある方自身及び介護者の高齢化など、障がいのある方を取り巻く生活環境は大きく変化しました。

このような中で、本町では今後 10 年間の障がい者施策の基本指針となる「吉野町第 3 次障がい者基本計画」を策定いたしました。

本計画では、『すべての「ひと」がともにつながり認め合う、いきいきと暮らせるまち 吉野町』を基本理念として、関係機関との密な連携や周知啓発の徹底のもと、障がい施策をより一層充実させていくための目標を掲げています。これらに基づき、年々複雑化していく生活状況に対応し、今後もより一層すべての町民の方々が健やかに安心して地域で暮らしていけるよう様々な支援を継続して参ります。

結びに、この障がい者基本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました障がい者基本計画策定審議会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた多くの皆様に御礼申し上げるとともに、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月 吉野町長 中井 章太

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 関連計画との関係	3
4. 計画の期間	4
5. SDGs との関係	5
第2章 障がいのある人の状況	6
1. 手帳所持者の現状	6
2. アンケート調査からみる現状	13
第3章 計画の基本方向	27
1. 計画の基本理念	27
2. 計画の基本目標	29
3. 施策の体系	30
第4章 各施策の推進	31
1. 障がいに対する理解の促進	31
2. 社会参加・就労の促進	34
3. 生活支援の充実	44
4. 権利擁護の推進	58
第5章 計画の推進体制	65
1. 総合的な推進体制の構築	65
2. 計画の進捗管理	67

資料編	68
吉野町障害者基本計画策定委員会設置要綱	68
吉野町第3次障がい者基本計画策定委員会委員名簿	70
策定の経緯	71
用語解説	72

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国では、地域福祉の推進を図って、すべての住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成していくことが重要となっています。

そして、地域コミュニティの働きと公的な福祉サービスが協働することで、住民が助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現していくことが喫緊の課題となっています。

本町においては、平成25年度から令和4年度を計画期間とする「吉野町第2次障害者基本計画」を策定し、すべての人がともに認め合い、いきいきと暮らせるまち 吉野町の基本理念の下、障がいのある人の施策の充実に取り組んできました。

また、障害者総合支援法に基づく「吉野町第6期障がい福祉計画」および児童福祉法に基づく「吉野町第2期障がい児福祉計画」を策定し、これらに基づき、障がいのある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

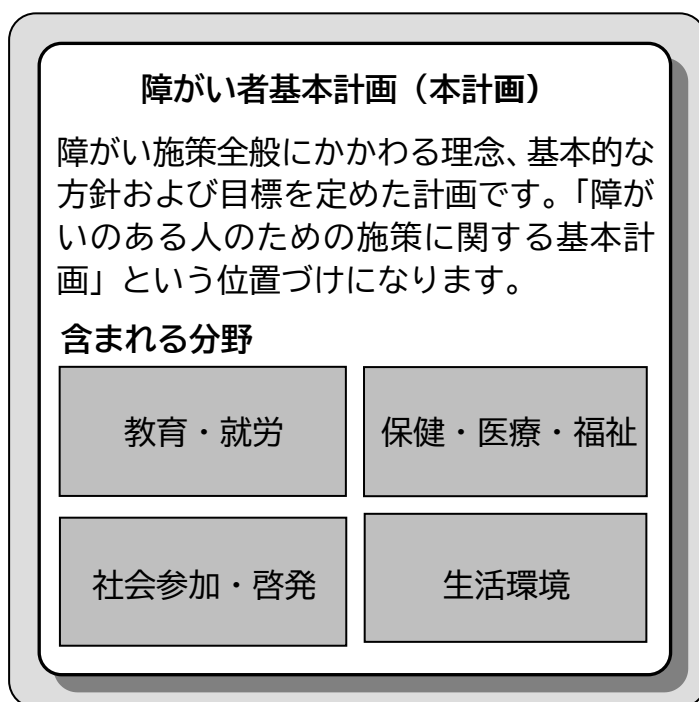
「吉野町第2次障害者基本計画」の計画期間が令和4年度で終了することから、障がい福祉関連の法体制の整備状況や、住民ニーズ等の社会情勢、本町の障がいのある人の施策の実施状況等を踏まえつつ、総合的に障がいのある人の施策を推進するため「吉野町第3次障がい者基本計画」を策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がいのある人の施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、この計画は、「第 5 次吉野町総合計画」（2021 年～2030 年）および障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「吉野町第 6 期障がい福祉計画」や児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「吉野町第 2 期障がい児福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとします。

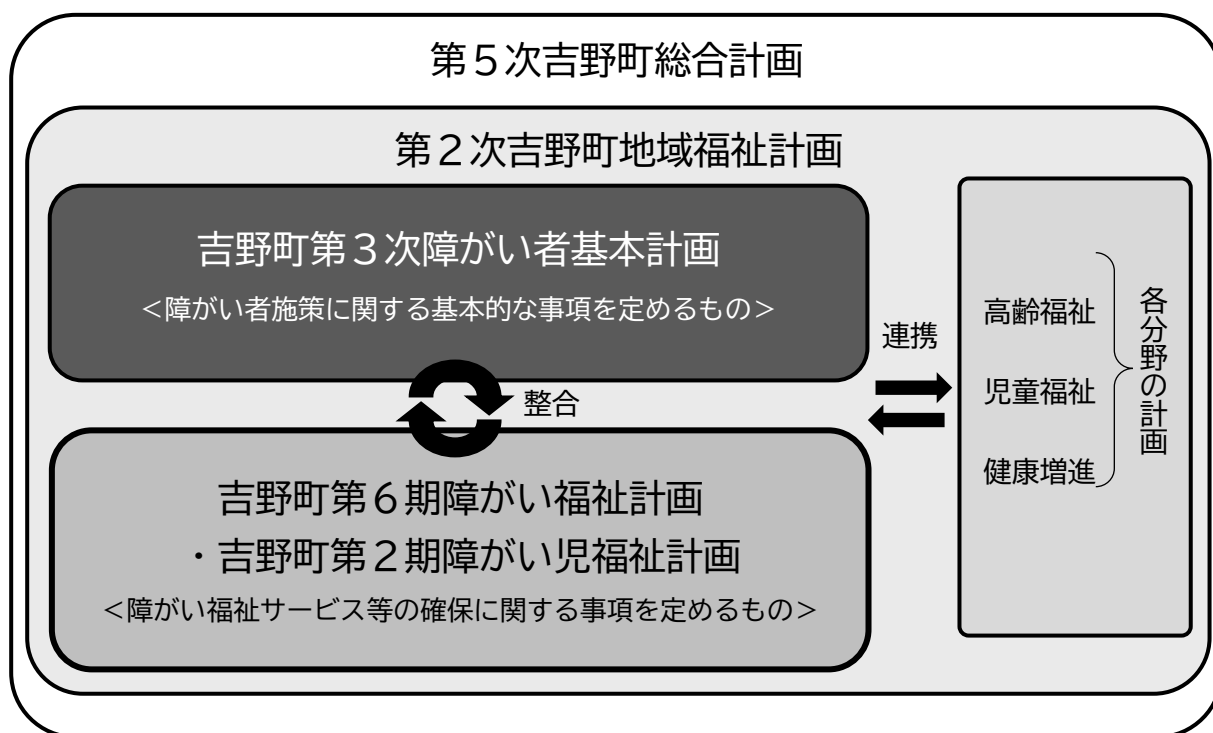
■障がい者基本計画の内容と含まれる分野



3. 関連計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「第5次吉野町総合計画」や「吉野町地域福祉計画」等の関連計画との整合性を持つ計画として位置づけられるものです。また、国の第4次障害者基本計画（平成30～令和4年度）や奈良県障害者計画（令和2～6年度）における障がい福祉施策の方向性を踏まえた計画内容とするものです。

なお、本計画に位置づけられる具体的な事業については「第5次吉野町総合計画」などとの調整を行い、進めていきます。



4. 計画の期間

「吉野町第3次障がい者基本計画」の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、「第5次吉野町総合計画」や「第2次吉野町地域福祉計画」など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

なお、「吉野町第6期障がい福祉計画」および「吉野町第2期障がい児福祉計画」の計画期間について、現行計画は令和3～5年度の3年間となっています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
吉野町第2次障害者基本計画											
		吉野町第3次障がい者基本計画（令和5～14年度）									
第5次吉野町総合計画（2021～2030年度）											
	第2次吉野町地域福祉計画										
吉野町第6期障がい福祉計画 吉野町第2期障がい児福祉計画											

5. SDGsとの関連

国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、令和12（2030）年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが提示されています。

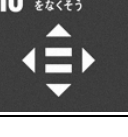
こうした「持続可能性」や「多様性、包摂性」といった視点は地方自治体においても必要不可欠なものとなっています。

■持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



（国際連合広報センターホームページより）

本計画と関連する17の目標は以下の項目になります。

17の目標	内 容
 3 すべての人に健康と福祉を	【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 8 働きがいも経済成長も	【働きがいも経済成長も】 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 10 人や国の不平等をなくそう	【人や国の不平等をなくそう】 国内および国家間の格差を是正する

（内容の文章は原文を引用しています。）

第2章 障がいのある人の状況

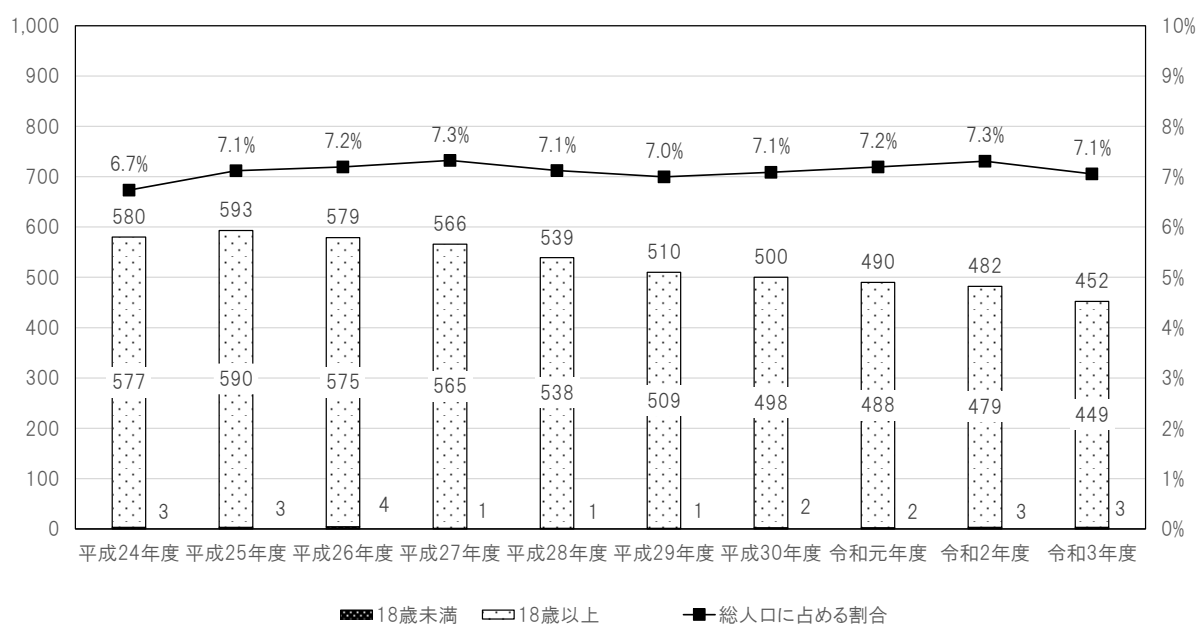
1. 手帳所持者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者

①手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者は、令和3年度で452人となっており、本町の総人口6,405人（令和3年度末時点）に対して7.1%を占めています。手帳所持者数は、総人口の減少に伴い減少傾向にあり、手帳所持者割合はほぼ横ばいです。

■身体障害者手帳所持者数の推移

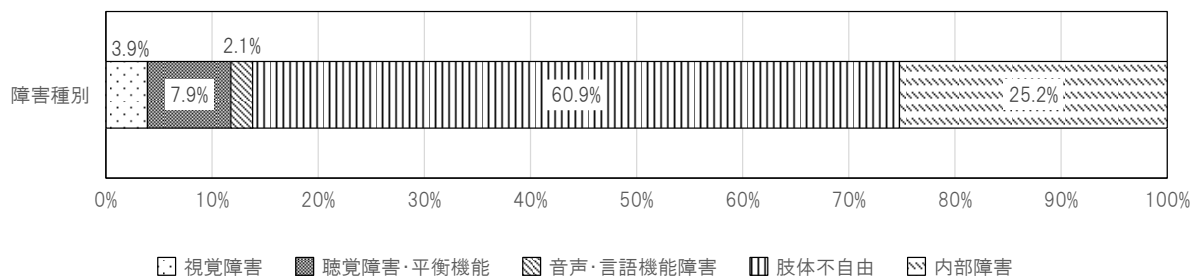


※手帳所持者数は各年3月31日現在
人口は住民基本台帳（外国人を含む）各年4月1日現在
（資料：吉野町長寿福祉課）

②障がいの種別構成割合

令和３年度の身体障害者手帳所持者を障がい種別にみると、肢体不自由が60.9%と最も多く、次いで内部障がいが25.2%、聴覚障がい・平衡機能が7.9%となっています。

■身体障害者手帳所持者の障がい種別の状況（令和４年度３月３１日現在）



※重複障がいを含むため手帳所持者数より多くなっています

（資料：吉野町長寿福祉課）

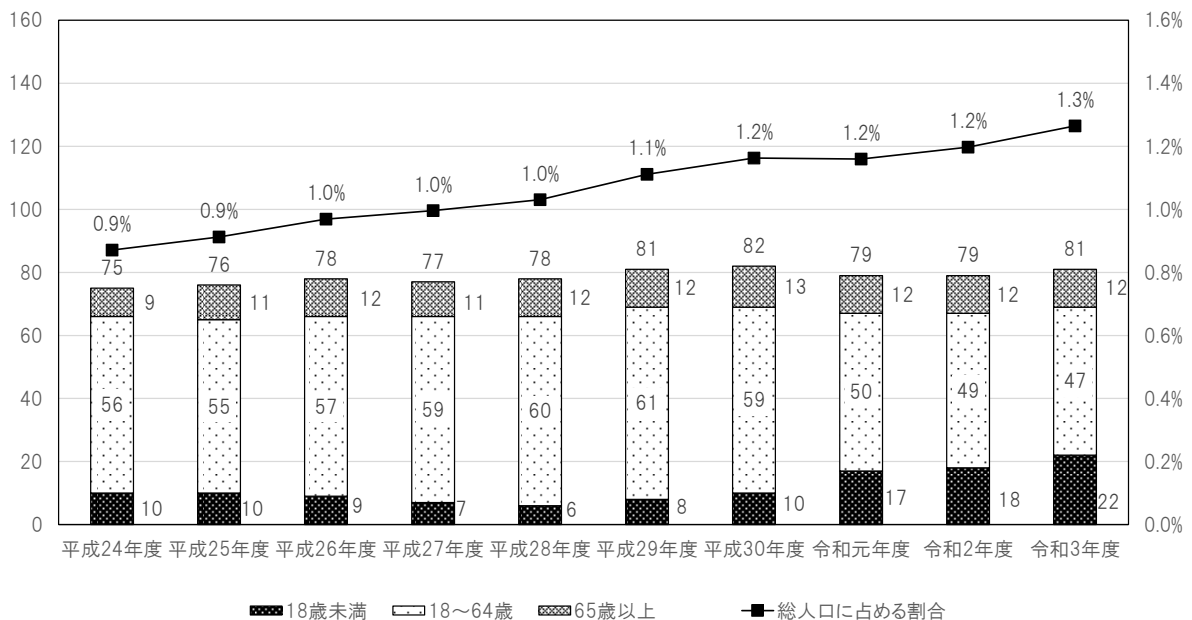
(2) 療育手帳所持者

①手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数（知的障がいのある人）の推移をみると、令和3年度で81人となっています。

本町の総人口 6,405 人（令和3年度末）に対しては 1.3%を占めており、人口比でみると年々増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

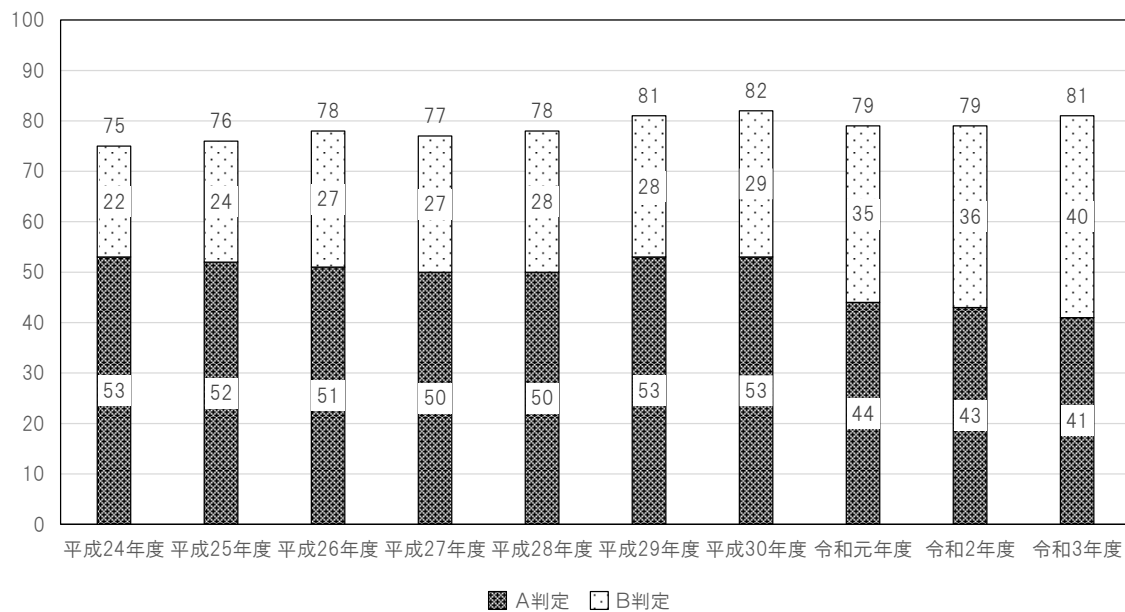


※手帳所持者数は各年3月31日現在
人口は住民基本台帳（外国人を含む）各年4月1日現在
（資料：吉野町長寿福祉課）

②障がいの程度

療育手帳所持者（知的障がいのある人）の障がいの程度をみると、令和3年度では、A判定（重度）の人が41人、B判定（中度・軽度）の人が40人となっています。

■療育手帳所持者の障がい等級の推移

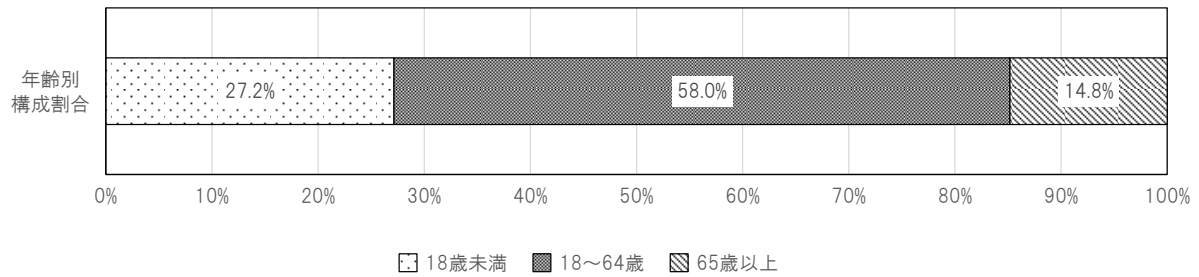


（資料：吉野町長寿福祉課）

③障がいの年齢別構成割合

令和3年度の療育手帳所持者（知的障がいのある人）を年齢別にみると、
18～64歳が58.0%となっています。

■療育手帳所持者の年齢別の状況（令和3年度末）



（資料：吉野町長寿福祉課）

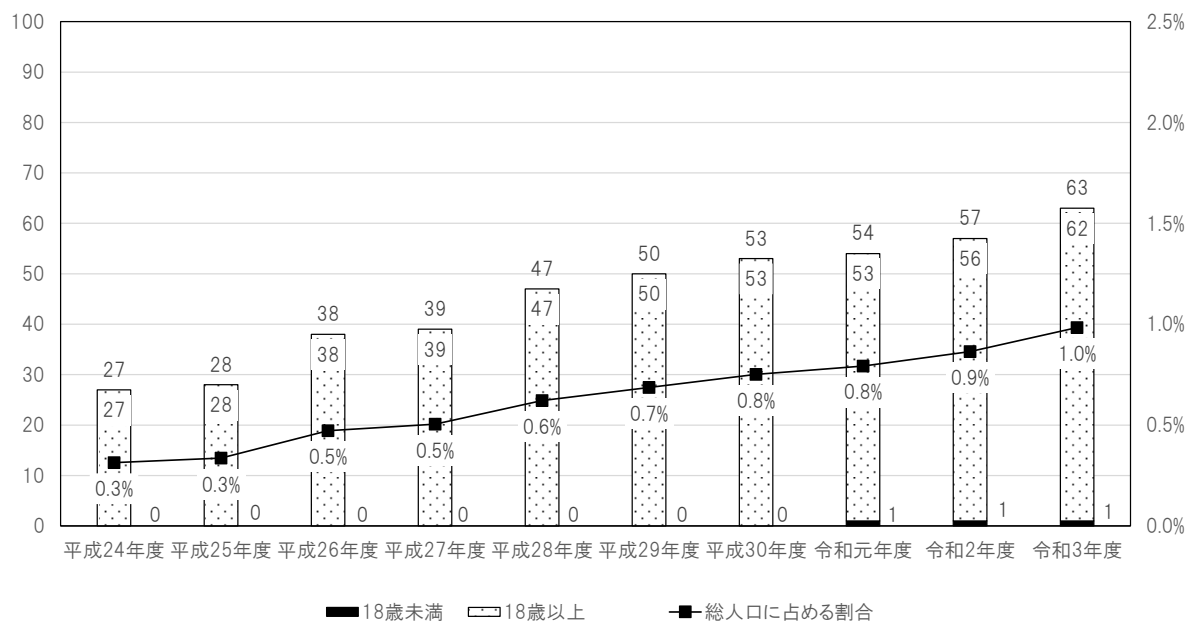
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

①手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和3年度では63人となっています。

本町の総人口6,405人(令和3年度末)に対しては1.0%を占めており、人口比でみると年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

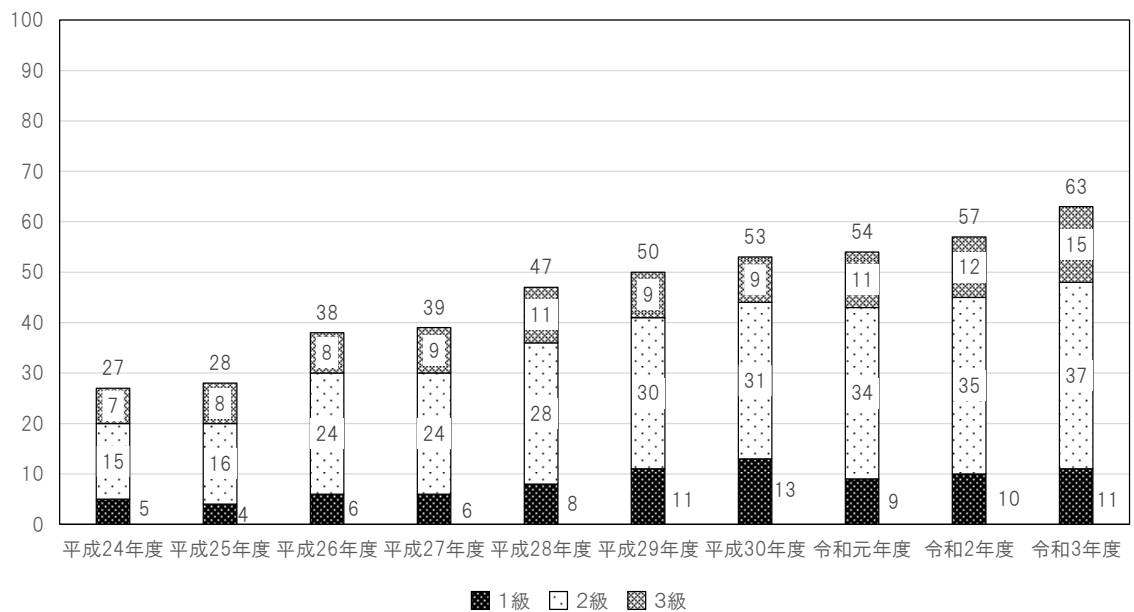


※手帳所持者数は各年3月31日現在
人口は住民基本台帳(外国人を含む)各年4月1日現在
(資料: 吉野町長寿福祉課)

②障がいの程度

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの程度（手帳の等級）をみると、令和3年度では1級が11人、2級が37人、3級が15人となっており、2級の人数が最も多くなっています。

■精神障害者保健手帳所持者の等級別の推移



（資料：吉野町長寿福祉課）

2. アンケート調査からみる現状

(1) アンケート調査の実施概要

障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、本計画策定の基礎資料として障がいのある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

	障がいのある人対象調査			
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	手帳 非所持者
配布数	465 人	86 人	57 人	74 人
	650 人（手帳重複所持者 32 人）			
抽出方法	全数抽出			
調査方法	郵送等配布・郵送回収			
有効回答数	303 人			
有効回答率	46.8%			
調査期間	令和4年10月1日～令和4年10月31日			

[注意事項]

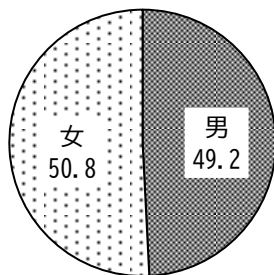
- ・上記の「調査対象者」の「手帳非所持者」は、自立支援医療のみの利用の方や障がい福祉サービスのみの利用の方などです。
- ・調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。また、複数回答形式(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) アンケート調査の結果概要

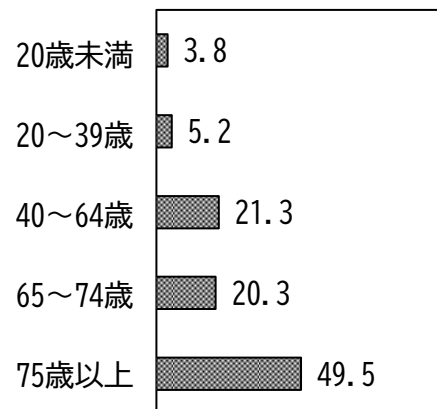
①回答者の概要

回答者の属性は、男性と女性の割合はほぼ半々で、年齢は 75 歳以上が約半数をしめており、40 歳未満は 9.0%にとどまっています。

■回答者の性別【N=295】

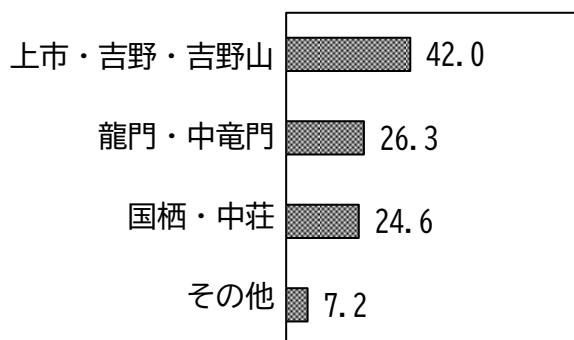


■回答者の年齢【N=291】

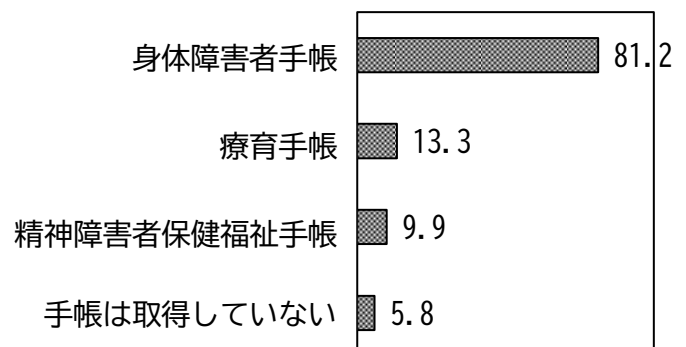


お住まいの地区は「上市・吉野・吉野山」が 42.0%で最も多く、「龍門・中竜門」が 26.3%、「国栖・中荘」が 24.6%となっています。所持している障害者手帳の種類は「身体障害者手帳」が 81.2%で大半を占め、「療育手帳」が 13.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が 9.9%、「手帳は取得していない」と答えた人も 5.8%います。

■お住まいの地区【N=293】



■所持している手帳の種類（複数回答）【N=293】

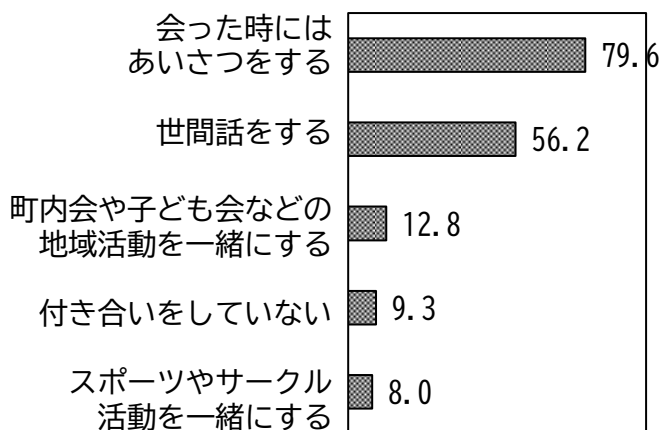


②生活支援について

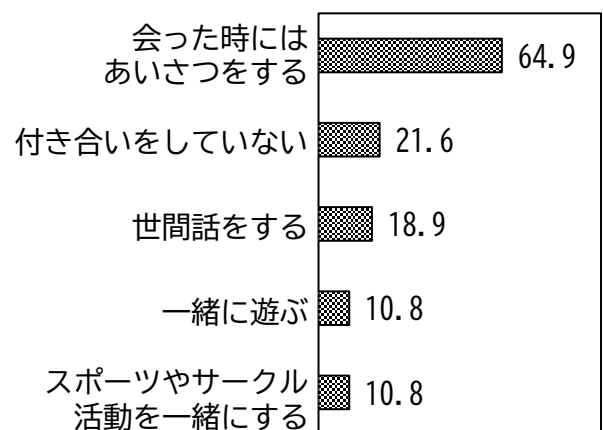
■日常生活での地域の人との付き合い（複数選択、上位5位を表示）

日常生活での地域の人との付き合いを聞いたところ、いずれの障がい種別でも「会った時にはあいさつをする」がもっとも多くなっています。一方、療育手帳所持者以外は「世間話をする」が続いていますが、療育手帳所持者は「付き合いをしていない」（21.6%）が続いています。療育手帳所持者は、障がいの特性上、地域で孤立する懸念があり、必要な支援が行われているかの検証が求められます。

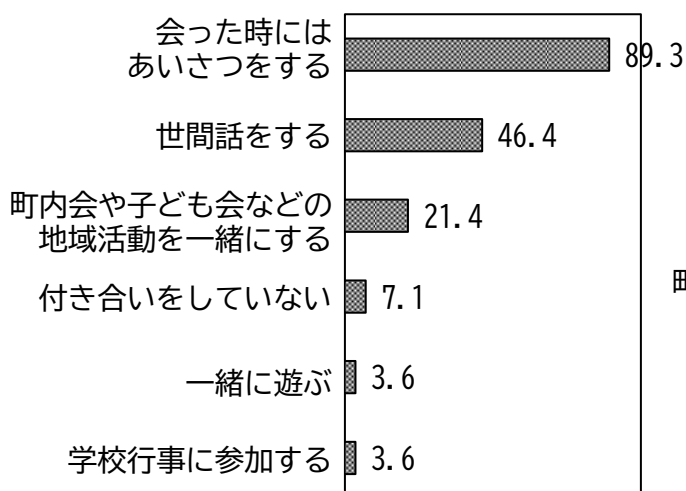
身体【N=226】



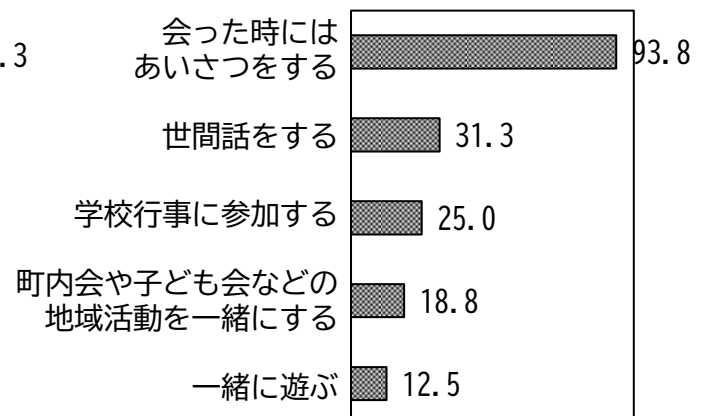
療育【N=37】



精神【N=28】



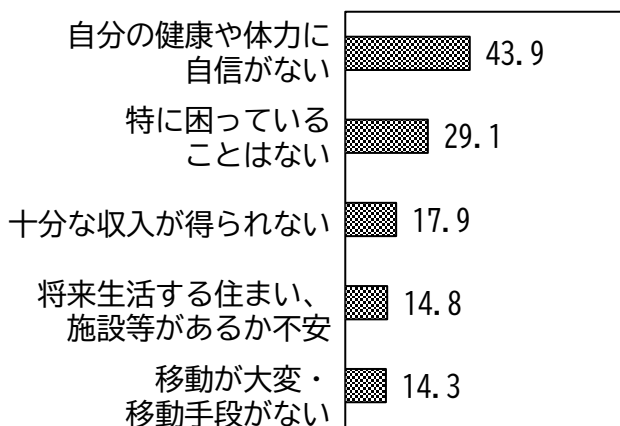
手帳は取得していない【N=16】



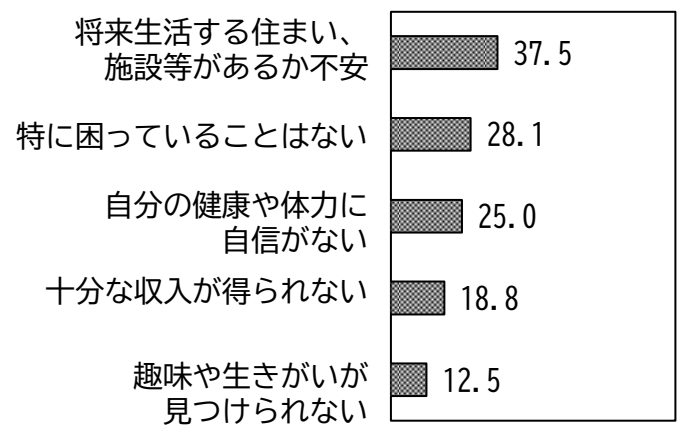
■現在生活で困っていること（複数回答、上位5位を表示）

現在生活で困っていることとして、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「自分の健康や体力に自信がない」と答えた人がそれぞれ43.9%、64.0%で最も多く、療育手帳所持者では「将来生活する住まい、施設等があるか不安」と答えた人が37.5%、手帳を取得していない人では「特に困っていることはない」と答えた人が40.0%で最も多くなっています。また、「十分な収入が得られない」と答えた人が、いずれの障がい種別でも上位に入っており、経済的な問題は種別にかかわらず共通の課題となっていることがうかがえます。

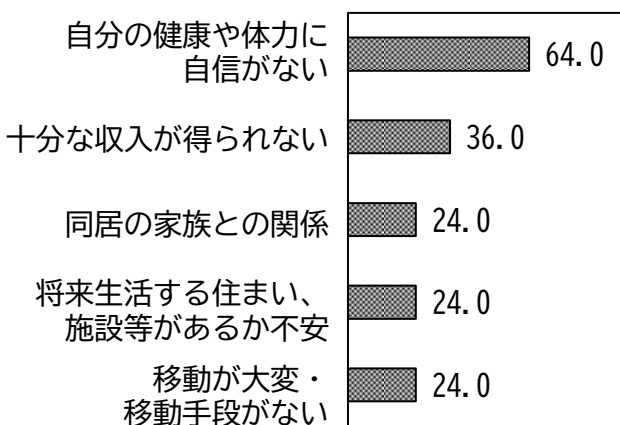
身体【N=196】



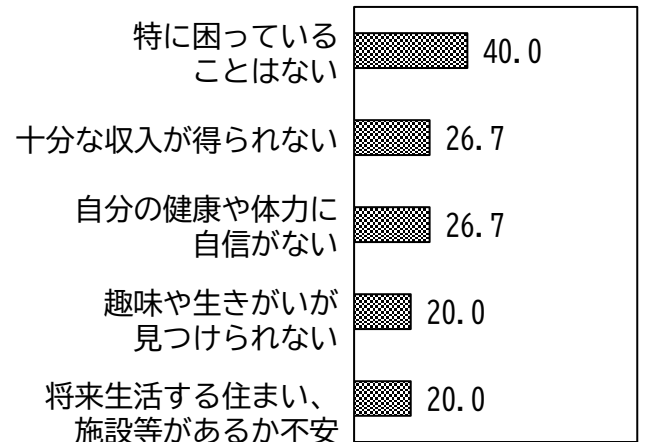
療育【N=32】



精神【N=25】



手帳は取得していない【N=15】

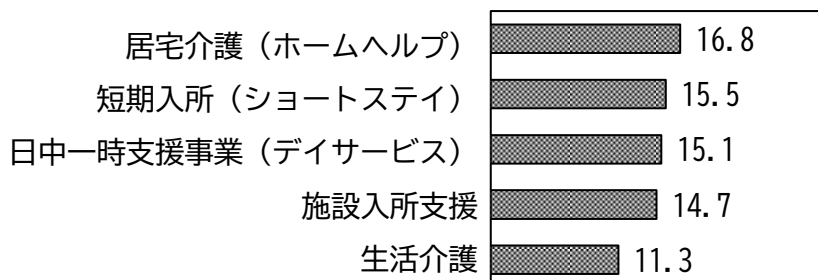


③障がい福祉サービスについて

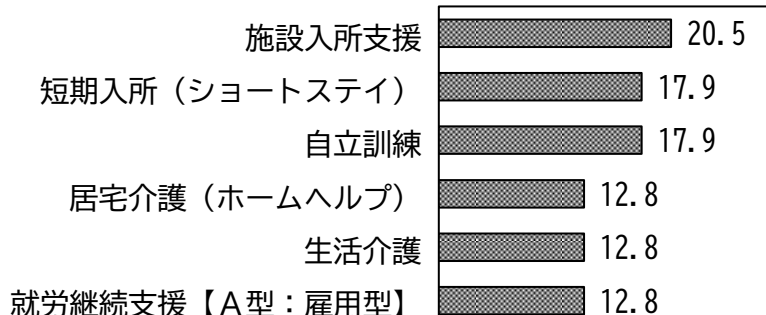
■今後利用したいサービス（上位5位のサービス）

今後、利用したいサービスとして、身体障害者手帳所持者は「居宅介護（ホームヘルプ）」が16.8%で最も多く、「短期入所（ショートステイ）」15.5%が続いています。療育手帳所持者では、「施設入所支援」が20.5%で最も多く、「短期入所（ショートステイ）」17.9%が続いています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「就労継続支援【A型：雇用型】」、「就労継続支援【B型：非雇用型】」が「地域活動支援センター」のいずれも17.2%で最も多くなっています。手帳を所持していない人では、「日中一時支援事業（デイサービス）」と「児童発達支援、放課後等デイサービス」が23.5%で最も多くなっています。

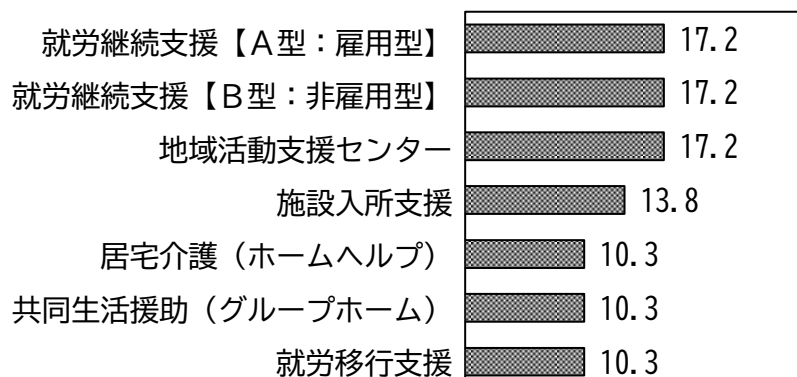
身体【N=238】



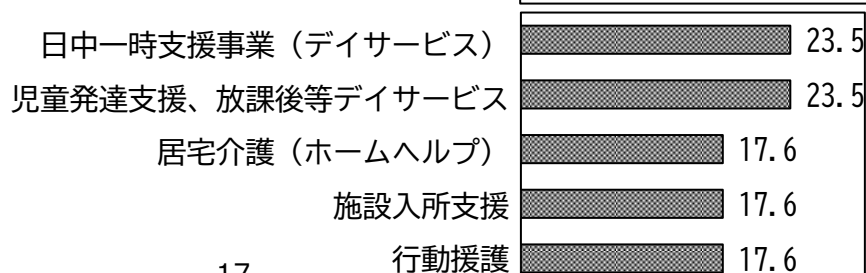
療育【N=39】



精神【N=29】



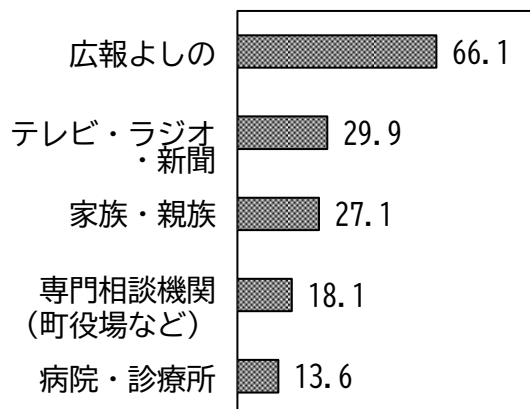
手帳を取得していない【N=17】



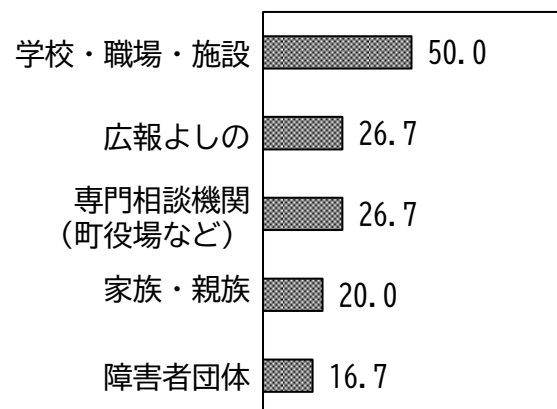
■サービスの情報の入手先（複数選択、上位5位を表示）

サービスの情報の入手先として、療育手帳所持者以外は「広報よしの」を選択した人が最も多くなっており、公共による情報提供の手段として十分に機能していることが伺えます。一方、「専門相談機関（町役場）」と答えた人はいずれの種別も約15～30%にとどまっており、十分に認知されているか、利用を妨げる要因はないか検証が必要です。

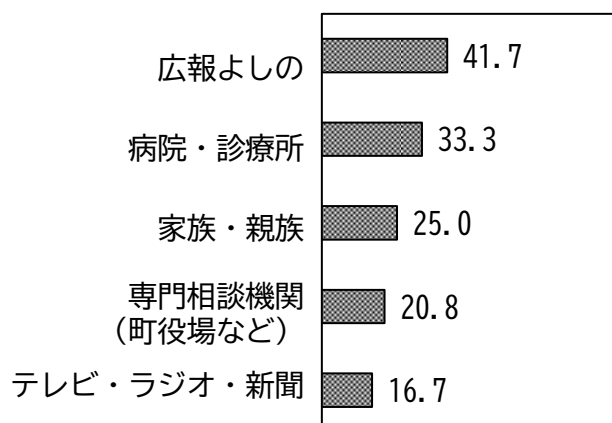
身体【N=177】



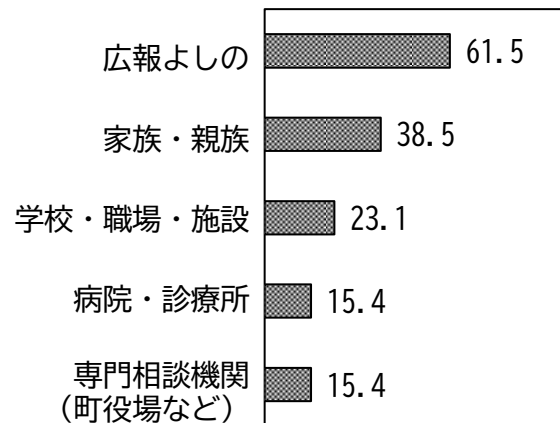
療育【N=30】



精神【N=24】



手帳は取得していない【N=13】

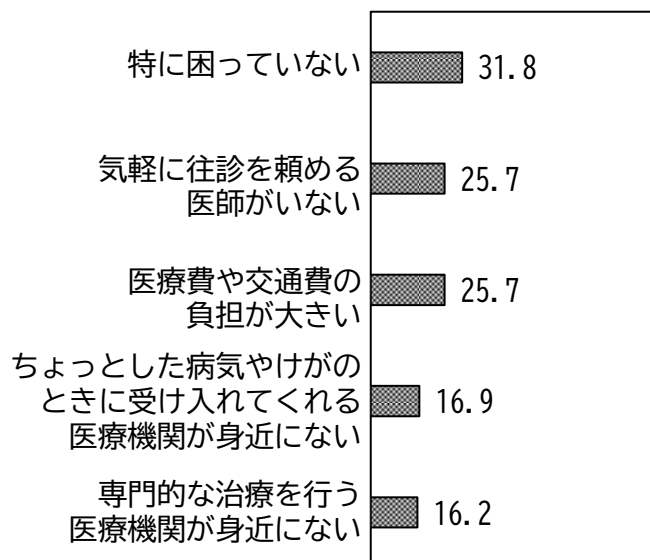


④医療・保健について

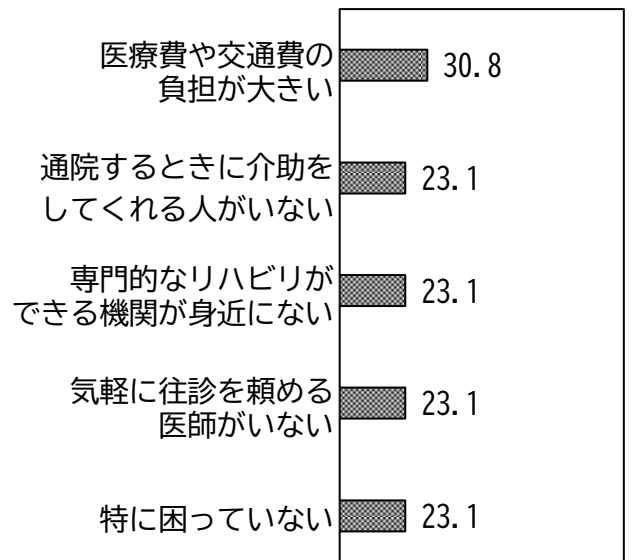
■通院などでお困りのこと（複数回答、上位 5 位を表示）

いずれの種別も「医療費や交通費の負担が大きい」との回答が上位に入っており、経済的な問題は大きな課題となっています。また、身体障害者手帳所持者では「気軽に往診を頼める医師がいない」が 2 位である一方で、他の種別では「専門的な治療（リハビリ）を行う医療機関が身近にない」が上位に来ており、身体障害者以外の障がい者のための専門医療機関が身近にないことが課題となっており、広域での専門医療機関との連携の強化や移動支援の充実が求められます。

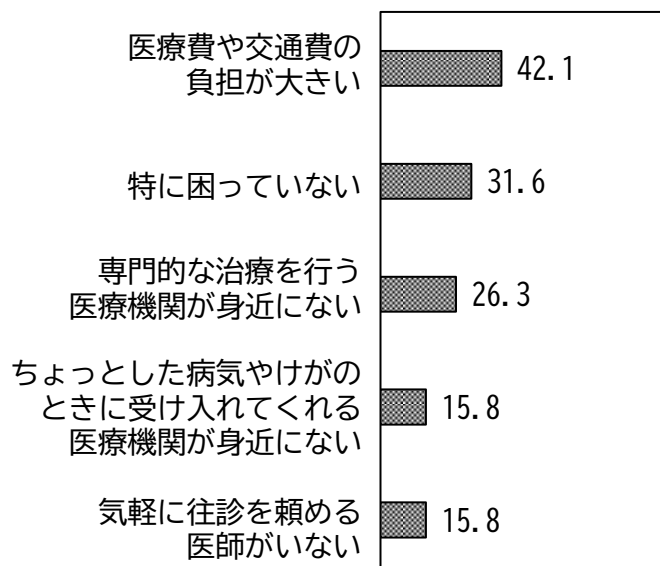
身体【N=148】



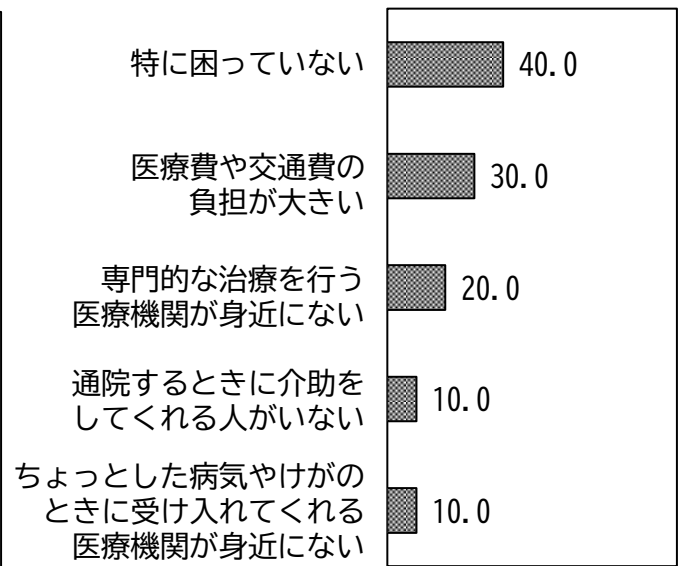
療育【N=13】



精神【N=19】

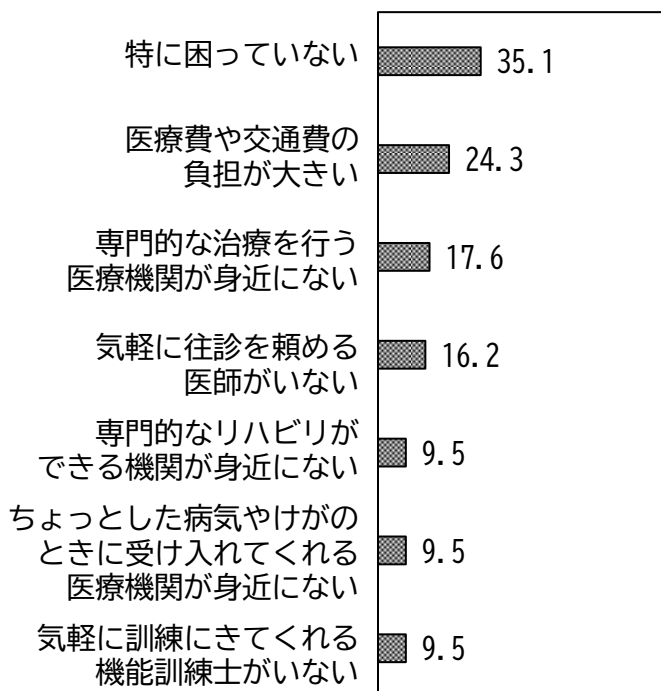


手帳は取得していない【N=10】

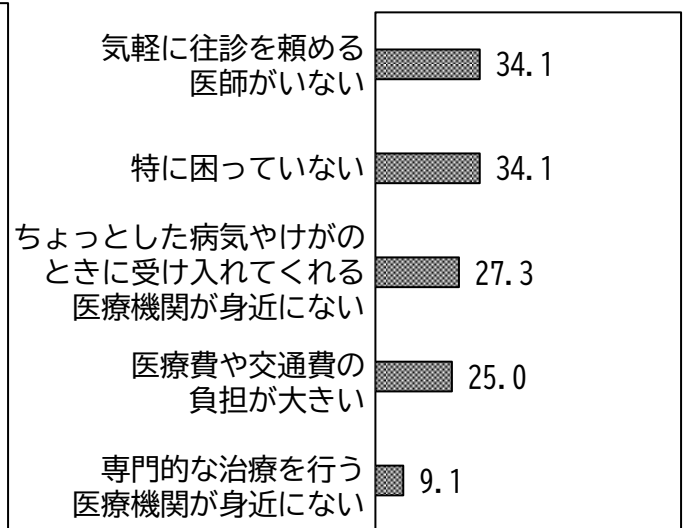


地区別（3区分）で見ると、龍門・中竜門地区および中荘・国栖地区では「気軽に往診を頼める医師がいない」が1位になっていますが、上市・吉野山・吉野地区では「特に困っていない」が1位であり、また「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」と答えた人の割合が「気軽に往診を頼める医師がいない」よりも上位に来ています。中竜門・龍門地区および中荘・国栖地区では、緊急時や医療上のちょっとした懸念に対する対応に不安があることがうかがえ、相談支援等の充実が求められます。

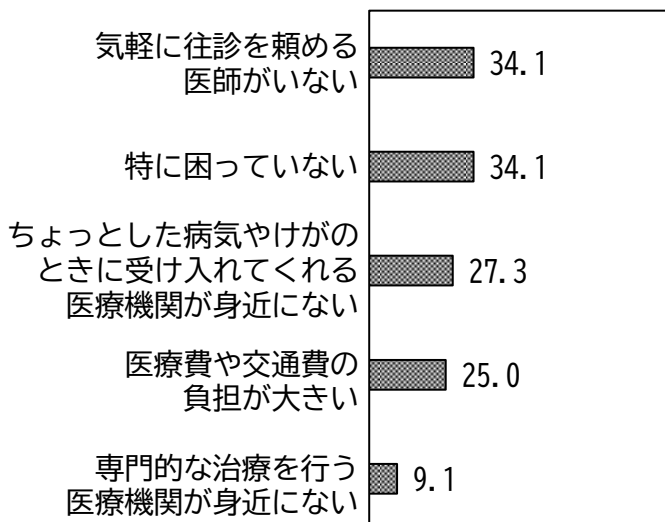
上市・吉野山・吉野【N=74】



龍門・中竜門【N=44】



中荘・国栖【N=45】

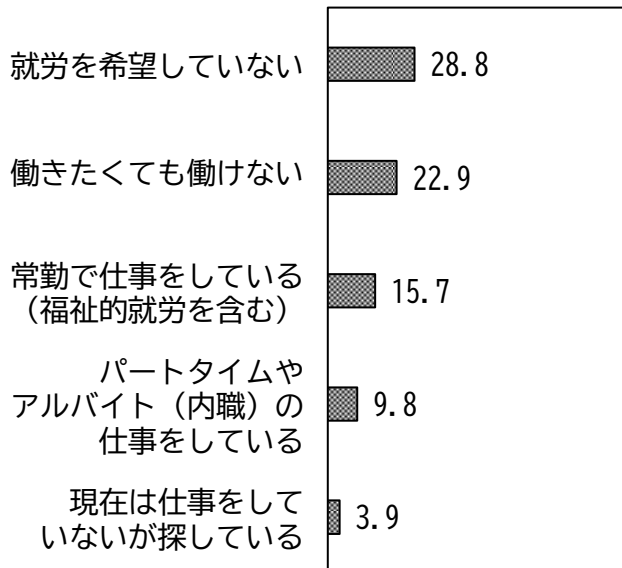


⑤就労について

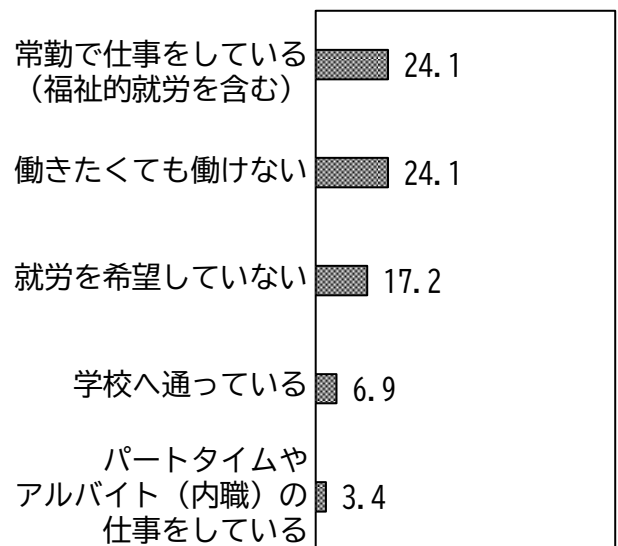
■就労の状況・形態

就労の状況は、身体障害者手帳所持者は「就労を希望していない」および「働きたくても働けない」が上位であり、高齢者が多いことが要因と考えられます。療育手帳所持者は「常勤で仕事をしている（福祉的就労を含む）」と「働きたくても働けない」が同率で1位であり、常勤で仕事をしている人の割合が最も高くなっています。また、手帳所持者は3種いずれも「働きたくても働けない」と答えた人が20～40%いるため、種別にかかわらず就労につながる支援が求められます。

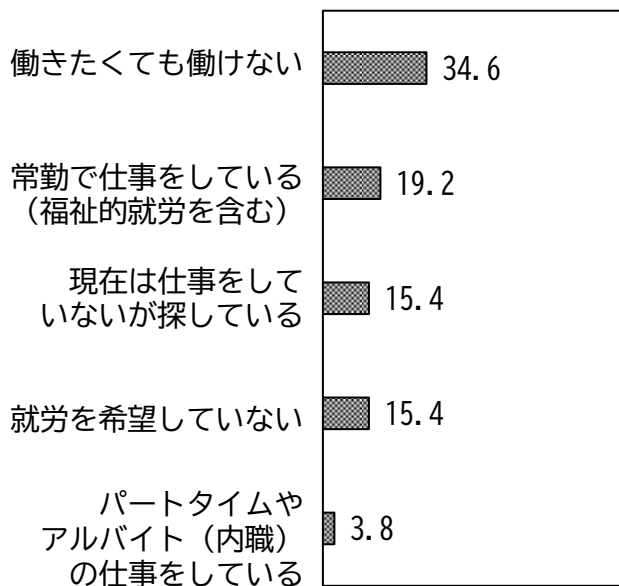
身体【N=153】



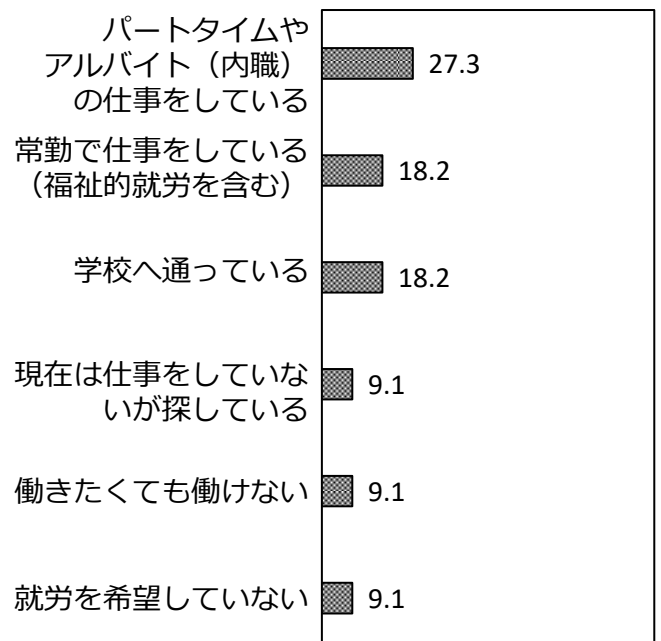
療育【N=29】



精神【N=26】

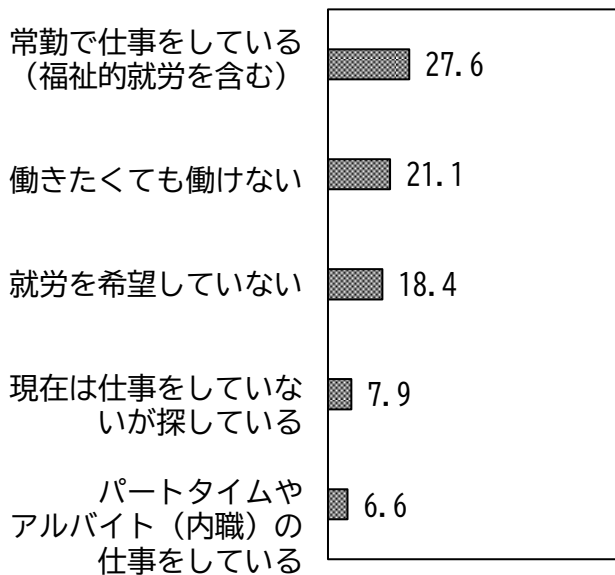


手帳は取得していない【N=11】

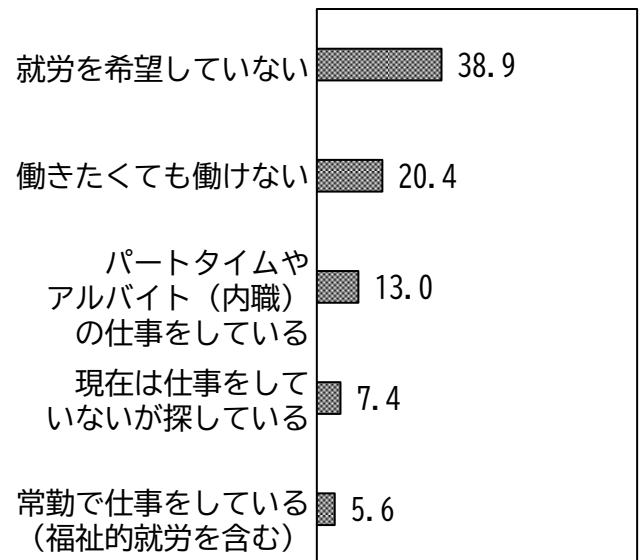


就労状況を地区別に見ると、上市・吉野山・吉野地区では「常勤で仕事をしている（福祉的就労を含む）」と答えた人が 27.6%に対して、「パートタイムやアルバイト（内職）の仕事をしている」と答えた人の方が 6.6%と、常勤の方がかなり多くなっています。一方、他の地区では龍門・中竜門地区では常勤が 5.6%に対してパート・アルバイトが 13.0%、中荘・国栖地区では常勤が 12.5%に対してパート・アルバイトが 16.7%と、いずれも常勤の方が少なくなっています。地区ごとの経済活動や移動の利便性の差が要因と考えられますが、経済的な格差や希望実現の差が顕著にならないような配慮が求められます。

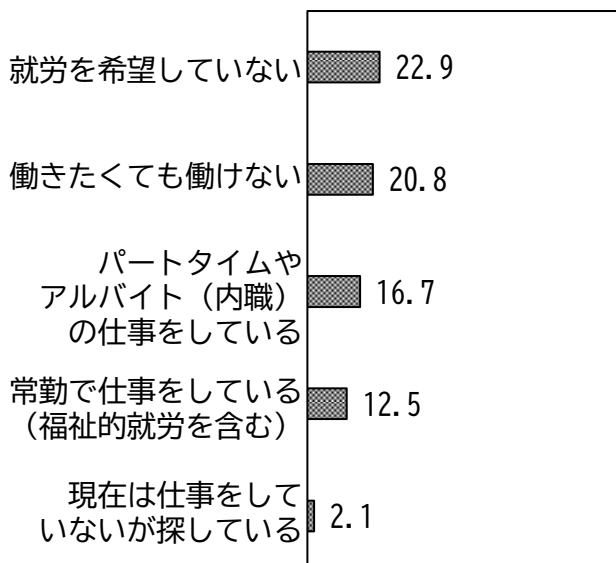
上市・吉野山・吉野【N=76】



龍門・中竜門【N=54】



中荘・国栖【N=48】

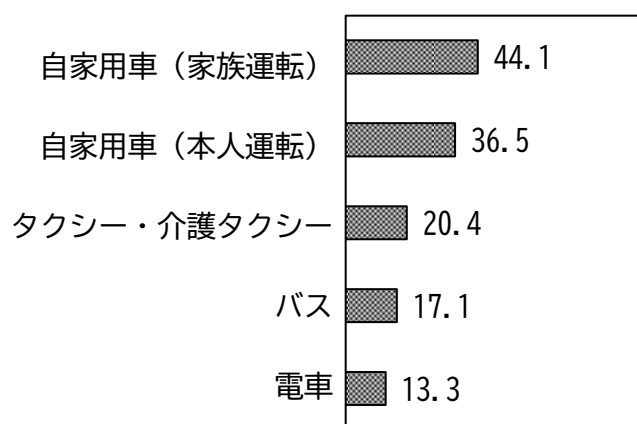


⑥生活全般について

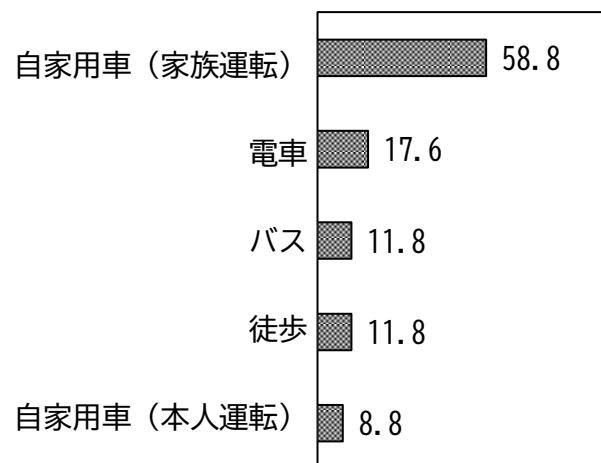
■外出する際の交通手段（複数回答、上位 5 位を表示）

外出する際の交通手段は、いずれの種別も「自家用車（家族運転）」が最も多くなっています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は「電車」（40.7%）、「バス」（29.6%）の割合が他の種別よりも高くなっており、公共交通への依存度が高いと考えられます。公共交通は全国的に利用者の減少によりその維持が課題となっていますが、障がい者への影響を考慮することが必要です。

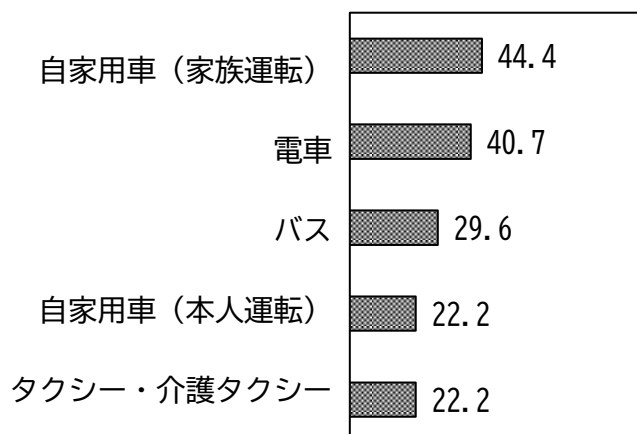
身体【N=211】



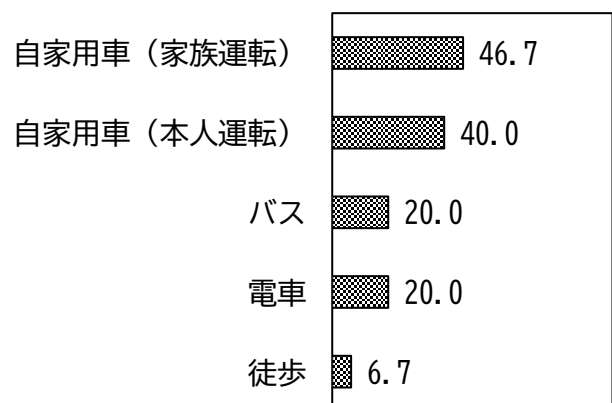
療育【N=34】



精神【N=27】

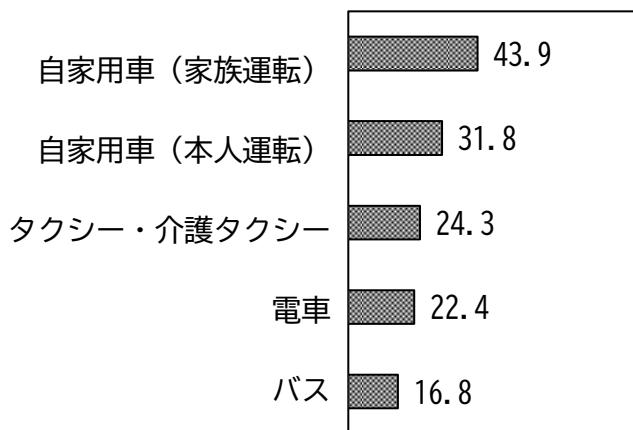


手帳は取得していない【N=15】

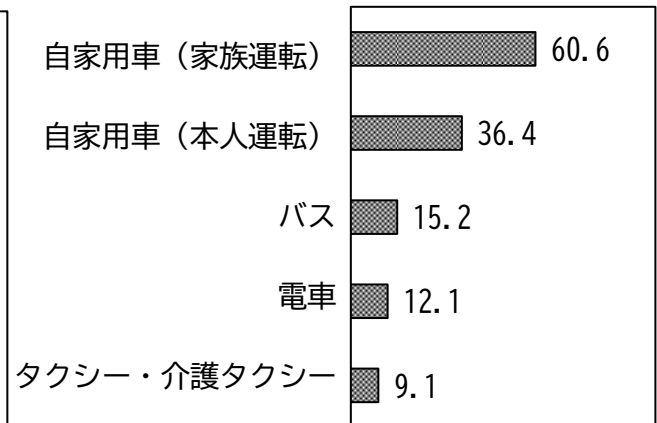


外出する際の交通手段について地区別（3 区分）に見てみると、上市・吉野山・吉野地区および龍門・中竜門地区の人は、「自家用車（家族運転）」と答えた人の割合が最も多くなっていますが、中荘・国栖地区は「自家用車（本人運転）」の方が多くなっています。また、中竜門・龍門地区の人は他の地区に比べ、「バス」「電車」の公共交通や「タクシー・介護タクシー」の利用が少なくなっており、自家用車への依存度が高いと考えられます。自家用車に依存することは、家庭環境の変化や高齢による免許返上などにより利用できなくなる可能性が想定されるため、公共交通や介護タクシーなどの利用のニーズが高まることが予測されます。

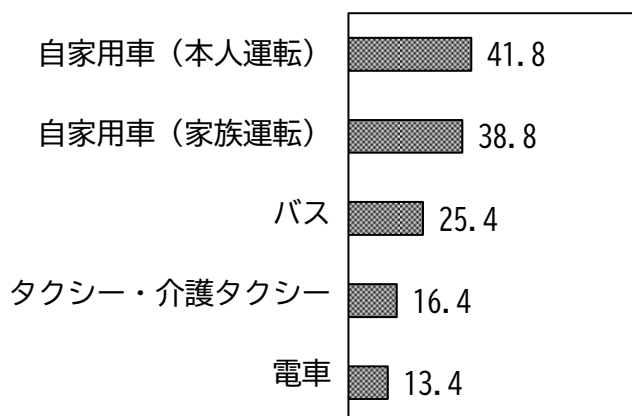
上市・吉野山・吉野【N=107】



龍門・中竜門【N=66】

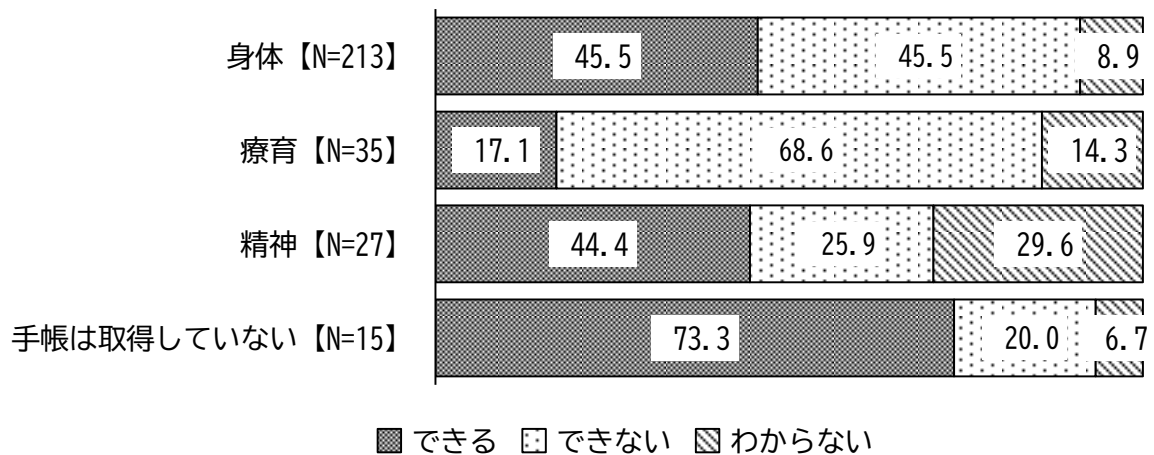


中荘・国栖【N=67】

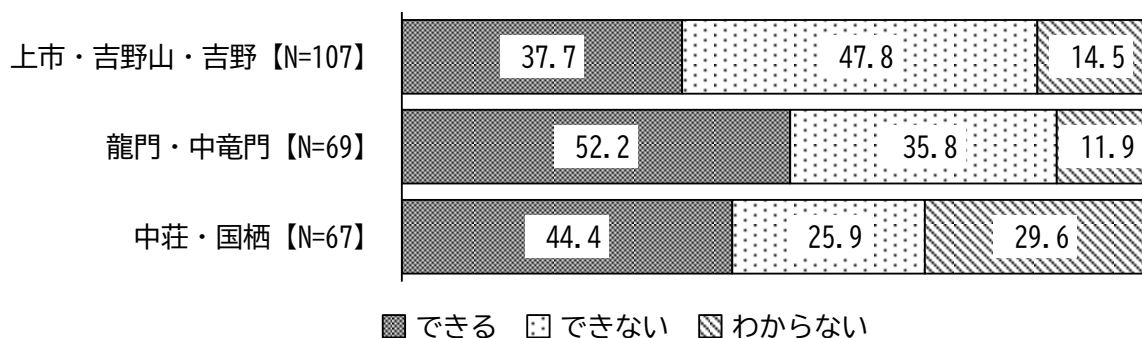


■災害の際に一人での避難の可否

災害の際、一人で避難することができますか、という問いに対して、「できない」または「わからない」と答えた人の合計は、療育手帳所持者は 82.9%と最も高く、身体障害者手帳所持者(54.4%)、精神障害者保健福祉手帳所持者(55.5%)とも、半数を超えています。災害時に備え、介助の体制構築や訓練の実施が求められます。



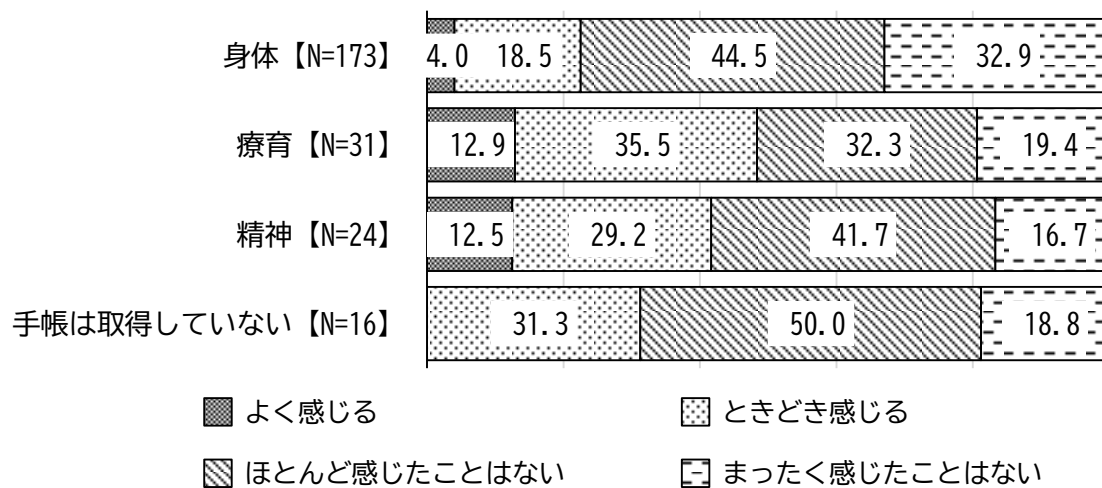
地区別に見ると、「できない」または「わからない」と答えた人の合計は、上市・吉野山・吉野地区が 62.3%で最も多く、中荘・国栖地区が 55.5%で続き、龍門・中竜門地区が 47.7%で最も少なくなっています。



■日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じるか

日常で感じる差別や偏見、疎外感について、「よく感じる」と「ときどき感じる」と答えた方の合計の割合は、療育手帳所持者の 48.4%が最も高く、精神障害者保健福祉手帳所持者の 41.7%、手帳は取得していない人の 31.3%が続き、身体障害者手帳所持者の 22.5%が最も低くなっています。

障がい者に対する差別や偏見は啓発活動等により撲滅することが必要ですが、療育（知的障がい）や精神障がいなど、比較的少数の人の障がいに関しては、まだ一般に理解が広まっていない可能性があるため、重点的な啓発活動が必要です。



第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

吉野町では、

「ひと」がつながり 「ひと」が輝き 「ひと」が潤う

感動生まれる 吉野町

をまちの将来像に、2030（令和12）年度を目標年次とした「第5次吉野町総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んでいます。そこでは、まちづくりの方向性として「人を育む吉野町」「循環と発展をめざす吉野町」「安心できる吉野町」「持続可能な吉野町」を掲げており、「安心できる吉野町」では住み慣れた地域において安心して暮らすことができるまちづくりをめざしています。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけられました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような社会情勢などを背景として、本町においても、すべての「ひと」がともにつながり認め合いながら互いに支え合っていくような、あらゆる「ひと」がいきいきと暮らし生活できるまちをめざし、以下の基本理念を設定します。

【基本理念】

すべての「ひと」がともにつながり^{みと}認め^あ合う、
いきいきと暮^くらせるまち ^{よしのちょう}吉野町

【基本理念の思い】

- 吉野町におけるこれまでの障がい福祉の取り組みを、今後も継続しながら進めていくことをめざし、第2次障害者基本計画における基本理念「すべての人がともに認め合い、いきいきと暮らせるまち 吉野町」を、本計画においても考え方の基礎とします。
- 第5次吉野町総合計画において、まちづくりの中心として「ひと」を大切にする方針を示しており、また歴史・文化・伝統だけでなく個人が「つながり」、地域が「つながり」、まちが「つながり」、まちが持続的に発展していくことをめざしています。そういったことから、本計画においても「ひと」、「つながり」を大切にした取り組みを進めていきます。
- 本計画の策定過程において
 - ・「誰一人取り残さない」という思いが大事
 - ・「障害」ではなく「障がい」と表現することからつながる、「障がいについての理解が広がってほしい」「差別をなくそう」という思いが大事
 - ・・・など様々な意見を踏まえて理念を決定しました。



2. 計画の基本目標

①障がいのある人の尊厳と自立の実現

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立を実現します。

②障がいのある人が生きがいを実感できる地域づくりの実現

障がいのある人一人ひとりが、地域社会のなかでいきいきとした毎日を送ることができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる地域づくりをめざします。

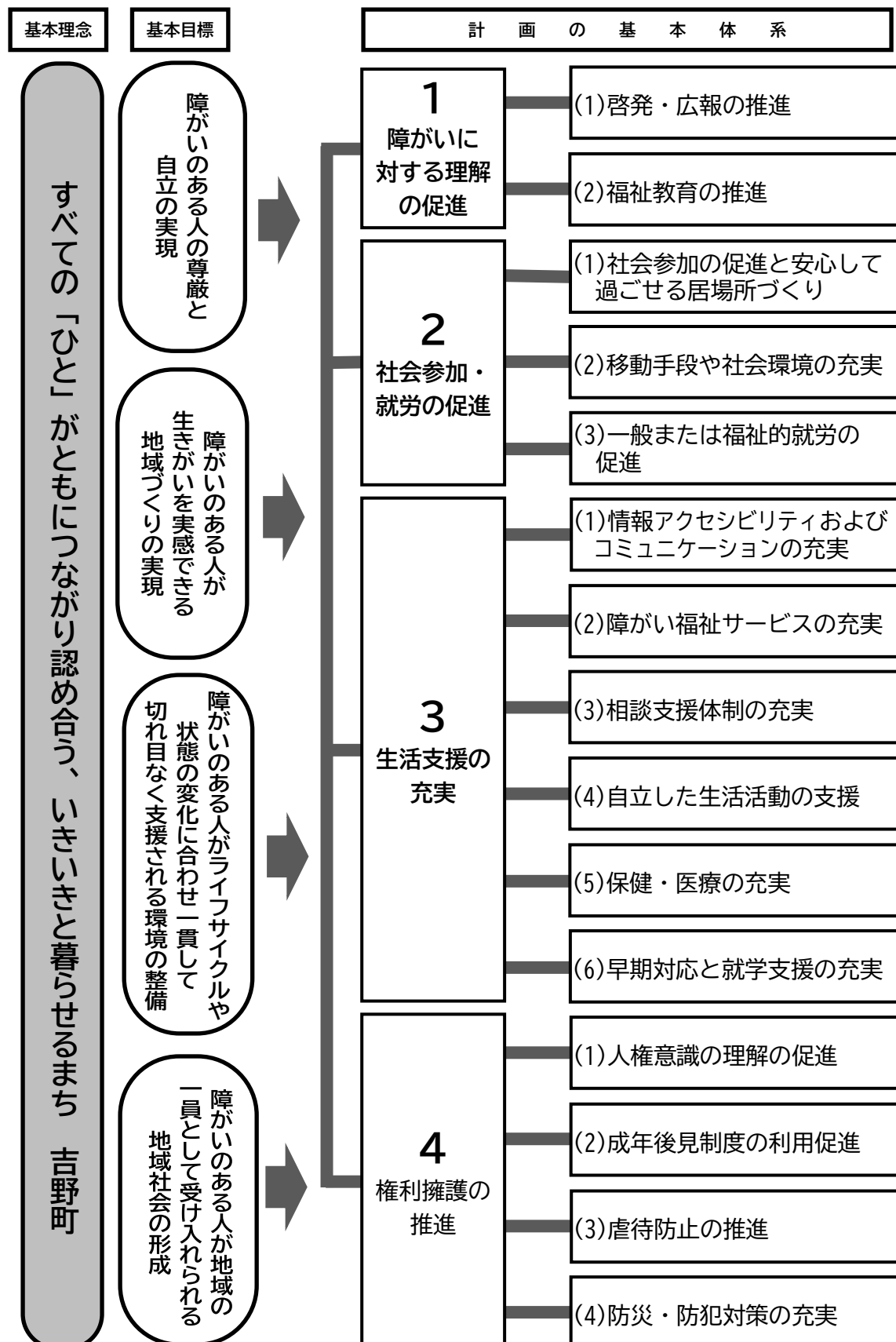
③障がいのある人がライフサイクルや状態の変化に合わせ一貫して切れ目なく支援される環境の整備

障がいのある人一人ひとりの状況に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携のなかで施策・サービスの充実を図り、一貫した切れ目のない支援が受けられる環境を整備します。

④障がいのある人が地域の一員として受け入れられる地域社会の形成

障がいのある人が、地域社会のなかにおいて社会を構成する一員として役割を担いつつ、ありのままの姿を受け入れてもらい、当たり前で暮らしている地域社会の形成をめざします。

3. 施策の体系



第4章 各施策の推進

1. 障がいに対する理解の促進

(1) 啓発・広報の推進

現状と課題

- 国においては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24（2012）年 10 月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成 25（2013）年 4 月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28（2016）年 4 月施行）など、障がい者施策の推進にあたって基盤となる多くの法律が制定されました。今後、法制度の制定を受け、地域住民の皆様にわかりやすい周知を図り、広報や普及啓発等を行っていく必要があります。
- 奈良県では、日本一福祉の進んだ地域をめざすため、令和 4（2022）年 3 月に「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」を制定し、住民が抱える多様な困りごとや地域の実情に応じて、バラエティ豊かなサポートを提供することができる体制を県と市町村が協働・連携して構築することとしています。そうした中、障がいのある人やその家族等に寄り添いつながり続ける支援体制の基本的な考え方や、奈良県障害者総合支援センターなど既存の資源の活用方針を明らかにすることにより、福祉の奈良モデルの支援の仕組みを基本として、障がい福祉の分野における支援のより一層の推進を図るため、「（仮称）奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」の制定を進めています。
- 本町では、障がいに対して住民や地域の理解を促進するために「広報よしの」や「ケーブルテレビ」、ホームページやLINE等の各種媒体を活用して、住民が障がいまたは障がいのある人への関心を深め、理解を促進する活動を実

施しています。しかしアンケート調査において「疎外感を感じる」と回答した方の割合が3割ほどとなっており、理解は未だ十分であるとはいえません。

- 障がいのある人の生活の場や働く場、日中活動の場を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民の理解が不可欠であり、理解の進み具合は目に見えるものではないため、今後も啓発・広報活動の一層の推進を図る必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
障がいの理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	● すべての住民に対し、「広報よしの」等によるPRや啓発を行い、あらゆる障がいへの理解を促進し、ノーマライゼーション※の理念の普及を図ります。
障がい特性の理解と啓発	● 障がいの種別・特性など、それぞれに異なることの理解が深まるよう啓発を進めます。また、内部・聴覚・精神障がい・高次脳機能障がいや発達障がいなど、外見からわかりにくい障がい、さらには社会的な引きこもりなどについて、住民の理解を深めます。
研修会等の開催・周知	● 町民の方々それぞれのライフサイクルに合わせた参加しやすい研修会を実施します。障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、だれもが過ごしやすい町づくりの啓発に努めます。 ● 障がいのある人を支援する関係機関が実施する講演会等の周知および支援を行います。
町職員に対する研修の実施	● 障がいのある人をはじめ、様々な人権問題に対する理解を深めるため、町職員を対象とした集合研修等への派遣を行うとともに、各所属で人権研修に取り組みます。職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努め、積極的に各種研修会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。
民生委員児童委員等に対する研修の実施	● 民生委員児童委員やホームヘルパー等に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。

※ノーマライゼーション：地域住民や様々な社会課題を持つ人が、共に地域住民の一員としてまちづくりに努力し、全ての人が対等に地域社会の一員として生活できるような社会にするという考え方を言います。

(2) 福祉教育の推進

現状と課題

- 障がいのある児童・生徒に対して、学校では総合的な学習の時間や道徳などの時間を中心にすべての教育活動において、人間の多様性を尊重し精神的・身体的な能力を可能な限り引き出し、個性や能力を伸ばしていく適切な教育が求められてきました。地域共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 今後も福祉教育において、障がいに対する基礎的な理解を促進することにより、地域共生社会の実現を担う住民を育成する必要があります。近年増加しているLD（学習障がい）やADHD（注意欠如・多動性障がい）、自閉症スペクトラム等により学習や生活について特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、通級による指導等の多様な学びの場を提供し教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を充実し、自立と社会参加に向けた取り組みが重要です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
福祉教育	● 学校教育において、総合的な学習の時間等を活用しながら、障がい福祉の理念、障がい特性、社会的な課題などへの理解を深める分かりやすい福祉教育を推進します。 ● 児童生徒がボランティア活動を通じて社会参加することは、その成長のために有意義であり、家庭・地域・学校が連携の機会を設け、ボランティア活動への参加を推進します。
人権教育	● 人権教育において、すべての人が障がいのある人への理解を深めるには、人権への理解を深めることが大切であり、人格と個性などの多様性を認め、互いの人権を尊重し合う心を育む教育を推進します。
社会人や高齢者に向けた福祉教育等の充実	● 幼児期や学齢期のみならず、生涯を通して参加できる障がいのある人とのふれあいの機会や障がいに対する学習の機会の充実に努めます。

2. 社会参加・就労の促進

(1) 社会参加の促進と安心して過ごせる居場所づくり

現状と課題

- 「障害者基本法」(平成 23 (2011) 年 8 月施行) では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされています。障がいのある人が社会の一員として自らの個性や能力を主体的に発揮するとともに、安全で安心して暮らすことができる共生社会づくりが求められています。
- 障がいの状況や適性、意向を踏まえて、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す教育・療育体制の充実や、多様な形態の就労の場の確保・拡大に努め、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援を行い、地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することが必要です。
- 多くの文化・スポーツ活動などにおいて、クラブやサークルなどのグループでの活動が中心となる場合は、障がいのある人が積極的に参加し、楽しく、充実した時間を過ごすことができ、社会参加を促進するためには、活動メンバーが、障がいのある人を積極的に受け入れる姿勢と、障がいのある人を活動の様々な面で支えていく姿勢を育てていくことが重要です。
- 今後、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動が活発・多種多様化していく中で、障がいの状況・程度に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供、活動を支える指導者やボランティアの人材育成等、推進基盤や資源の整備ならびに障がいのある人の地域のまちづくりへの参加に関しても引き続いてより一層進めていく必要があります。
- 令和 2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、近年では交流活動は縮小傾向にあります。障がいの有無に関係なく、すべての住民

がともに支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会の実現のためには、住民は障がいのある人について正しく認識し理解するとともに、相互のふれあいを深める必要があります。

- 障がいのある人とふれあうことを通じて互いの理解を深め合うために、スポーツの機会の提供やレクレーション活動の支援を行っています。また、高齢者が取り組んでいるサロン活動なども重要な社会資源であることから、障がいのある人も含めた利用ができるよう周知を図っていくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染症から得たことを教訓として、感染対策を講じた上でできることを考えていく必要があります。
- 地域自立支援協議会等を活用して、障がいのある人の関係団体等による啓発、普及活動の機会を確保する必要があります。

主な施策・事業

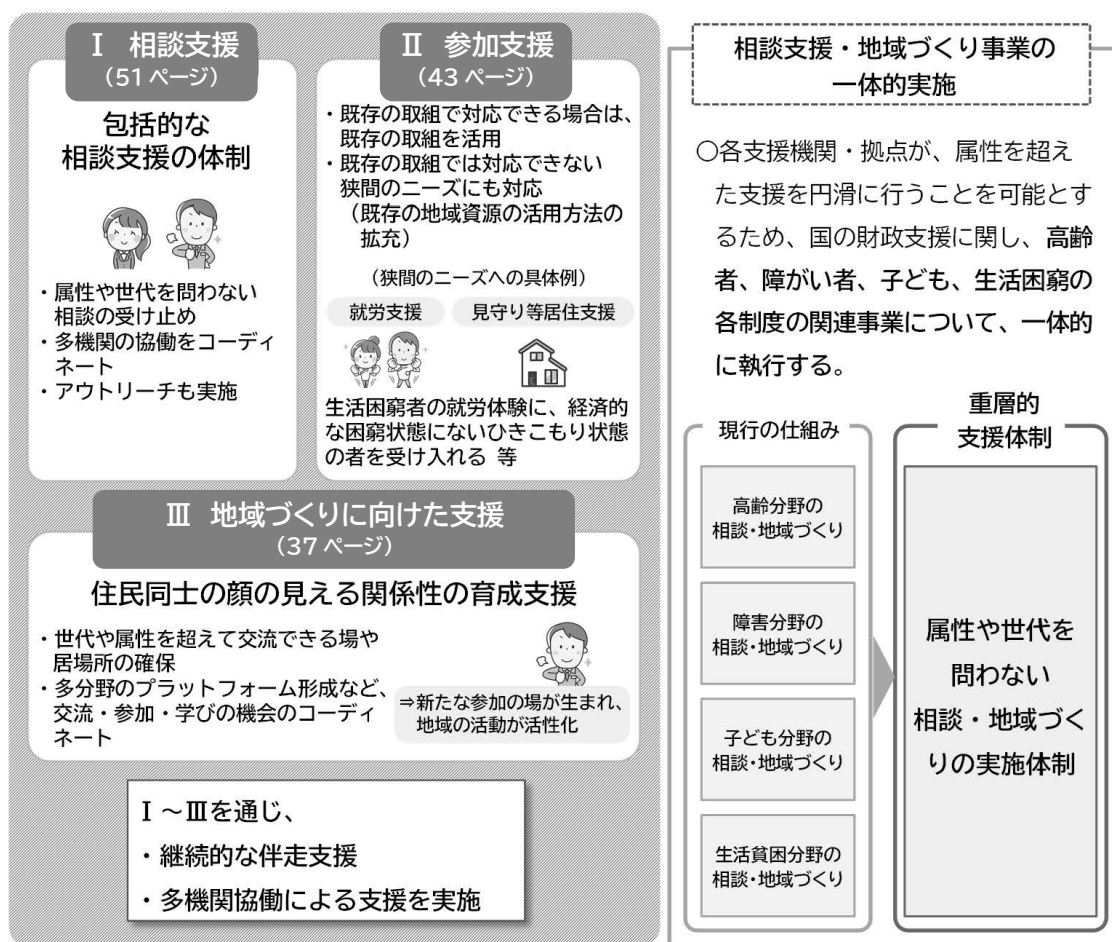
施策・事業	内 容
文化・スポーツ活動	障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、広報よしのやケーブルテレビ、ホームページや文字ニュース等による各種イベント・スポーツ大会への参加促進に努め、障がいのある人のスポーツの振興を図ります。
芸術活動	障がいのある人が、芸術活動を通じて自己を表現し、社会参加ができるよう、ハード・ソフト両面に配慮した施設の整備、創作活動の場づくりや展示の環境づくり、情報の提供などの支援を推進します。
スポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実	障がいのある人の団体に対して、スポーツ・レクリエーションおよび文化活動に関する情報提供の充実に努めます。
交流会との情報共有	- 障がいのある人をはじめ地域の住民が身近に集い、活動や情報交換できる場として事業所が主体となって交流会を実施しており、今後も情報共有を行うとともに、交流の場の周知に努めます。 - 発達障がいについて情報共有を行う交流会（にじいろサロン）の会場の提供等の支援を行います。
家族に対する活動支援	家族同士の親睦や一般講演会に参加する機会を確保できるよう、継続して支援を行います。

施策・事業	内 容
行事等への参加の促進	● 障がいのある人が地域行事等に参加しやすいよう、障がいのある人との交流会を行うなど、障がいに対する正しい理解を促進します。また、ボランティアの配置や会場の設営等に十分な配慮を行い、環境の整備に努めます。 ● 聴覚障害等のある人の参加に向けて、講演会等に手話通訳や要約筆記などの導入を検討します。
ボランティア活動の促進・人材育成・活動拠点の整備	● 幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。 ● 幼児期から福祉にふれる機会を提供し、活動を周知します。ボランティア活動に関する情報提供は、様々な媒体を活用して積極的に行います。 ● 視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。 ● 吉野町社会福祉協議会を中心に充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。
ふれあい、交流の促進	● 新たな新型インフルエンザ等感染症※への感染対策を講じながら、各種イベントや講座など、誰でも参加しやすいものとなるよう配慮し、障がいのある人とない人の交流を図ります。また、感染対策では十分な措置が確保できない場合などについては、代替えとなる取り組みについて検討します。 ● とともに暮らすコミュニティを形成するため、民生委員・児童委員等地域福祉活動に携わる人たちの協力を得て、住民相互の日常的なコミュニケーションを促進します。 ● 自治会、民生委員・児童委員やボランティアグループ等が連携を図り、地域社会の一員として安心して暮らし、地域福祉推進に貢献できるよう、活動の拠点や情報提供の充実を図ります。 ● 障がいのある人の関係団体等による福祉交流事業を通して、住民相互の交流を深めます。

※新型インフルエンザ等感染症：「新型インフルエンザ等対策特別法」で定められた感染症であり、その中には、新型コロナウイルス感染症や SARS が含まれます。

施策・事業	内 容
障がいのある人の関係団体等への支援	- 障がいのある人の関係団体の活動を支援し連携を図るとともに、連携を密にしながら情報共有に努めます。 - 障がいのある人の関係団体による啓発、普及活動も重要であるため、その活動を支援し、地域での交流の機会を多く持ち、障がいの理解を促進します。
重層的支援体制整備事業※の推進	「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応するため、地域福祉計画の枠組みを有効活用し、重層的支援整備体制の整備を推進することで、地域の交流や居場所づくり等の事業を一体的に取り組み、様々な課題に対して対応できるようにします。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



（資料：第2次吉野町地域福祉計画 地域福祉活動計画）

※重層的支援体制整備事業：社会福祉法改正により令和3年4月から施行された事業であり、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

(2) 移動手段や社会環境の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域の中で生活し、社会参加を支援するため、外出や移動の支援を目的とした障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。屋外への移動支援をはじめ、公共交通機関や福祉タクシー等の利便性向上に向けて更なる基盤整備が必要です。
- 現状においては自家用車で外出される方が多数を占めている状況ですが、高齢化に伴い移動手段が公共交通機関に移行していくことが予想されることから、障がい福祉サービスによる移動支援の充実だけでなく、スマイルバス※の運行の充実の中においては、障がい者だけでなく高齢者も含めた福祉的な運行についても検討していく必要があります。また、引きこもりを防止して社会参加を促すための外出支援を充実させる必要があります。
- 障害者総合支援法における「移動支援事業」「行動援護」「同行援護」事業の一層の推進、交通施設のバリアフリー化の実現と共に、盲導犬や介助犬、聴導犬の普及啓発を行い、また障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合および自動車を改造する場合に費用を助成し、減免・各種割引制度の普及促進と拡充を継続して行う必要があります。
- 内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が外出するにあたり、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため、必要な方へのヘルプマーク（ストラップ）やヘルプカードを障がい者手帳交付時に配布していますが、マークの趣旨理解や所持されている方への配慮について広く周知していく必要があります。
- 障がいのある人や高齢者、外国人等、全ての人が安心して生活し、地域での活動や社会参加できるよう、利用者の視点に立ったユニバーサルデザイン※の理念に基づいた公共施設、交通機関、住宅のバリアフリー化、点字・誘導ブロックの設置など、誰もが暮らしやすく活動できる「まちづくり」の推進が

※スマイルバス：吉野町のコミュニティバス。路線定期運行バスと予約型乗合（デマンド）の総称です。

※ユニバーサルデザイン：障がいや年齢、国籍などに関係なく「すべての人が使いやすいように」デザインする手法のことです

求められており、引き続き生活環境の整備を推進し障がいのある人が外出しやすいまちづくりを推進する必要があります。

- まちや住まいだけではなく、誰もが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりがもてる力を存分に発揮して元気に生活できる心のバリアフリー化の普及に努めることが大切です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
障がい者の社会参加促進	● 障がいのある人等が円滑に外出できるよう、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出を支援します。 ● 障がい者の引きこもりを防止し社会参加を促すため、外出の支援を進めます。
移動手段の確保	● 日常生活や社会生活の支援として、利用者のニーズを把握しながら、スマイルバスの運行の充実を図るほか、障害者手帳による公共交通機関利用に関する優遇制度の周知を図ります。
公共交通機関のバリアフリー化	● 駅舎等の旅客施設、鉄道、バス車両等について、バリアフリー化を継続して推進します。 ● 障がいのある人に対して移動・外出支援だけでなく、社会参加の拡充を図るため、町内で運行しているスマイルバス等の利活用を推進します。
在宅生活を可能にする住宅の整備	● 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立生活を営むことができるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修に係る技術的・専門的な支援を行い、その費用に係る助成を継続します。 住宅改修については、介護保険サービスと連携しながら進めます。
生活の場の確保	● 障がいのある人が、親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、相談支援および地域移行支援や地域定着支援等を活用した総合的な居住支援を継続して進めます。

施策・事業	内 容
都市基盤施設の整備	● 公共施設や町内の公共性の高い民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」およびユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がいのある人を含むすべての人が安全かつ快適に利用することができる環境を整備します。 ● 安全で快適な歩行空間の確保については、引き続き、歩道の段差解消や点字・誘導ブロックの整備を推進します。また、警察などの関係機関や住民の協力を得て、駅周辺の歩道等における放置自転車対策を推進します。 ● 車いす使用者や要介護認定を受けた高齢者等移動に配慮が必要な方のための駐車場を整備して、これらの方に当該駐車区画を利用いただく「奈良県おもいやり駐車場」の利用に関して協力・推進します。
ヘルプマーク・ヘルプカード※の周知・啓発	● 内部障がいや難病など外からみてわからない障がいのある人が、困ったときに周りの人に助けや理解を求められるよう、ヘルプマークおよびヘルプカードの周知・啓発に努めます。



ヘルプマーク

※ヘルプマーク・ヘルプカード：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたものです。それを知らせるマークがヘルプマークであり、多くの人にヘルプマークが見えるようにしたカードがヘルプカードです。

(3) 一般または福祉的就労の促進

現状と課題

- 障がい者の一般就労について、新型コロナウイルス等感染症の影響により経済活動が停滞し、事業者の経営状況が悪化し、障がい者の雇用状況にも大きく影響することが懸念されます。また、平成 30（2018）年 4 月から精神障がい者が法定雇用率の算定対象とされるとともに、民間企業における法定雇用率が 2.0%から 2.2%へ引き上げられました。県内の民間企業における障がい者実雇用率は着実に上昇しているものの、法定雇用率が令和 3（2021）年 3 月 1 日に 2.3%にさらに引き上げられました。今後の動向として 2024 年に 2.5%、2026 年には 2.7%へ引き上げられる予定であり、これを契機として、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用に関する理解を深めるとともに、雇用の促進に向けてさらなる取組を推進する必要があります。あわせて、コロナ禍において企業のテレワークの取組が進められていることから、こうした動きをふまえ、移動等が困難な障がい者のテレワークの促進を図る必要があります。
- 福祉的就労について、工賃は依然として低い状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会や発注も減少していることから、一層の受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、障がい福祉サービス事業所における質の高い就労機会を提供する必要があります。本町では、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、吉野町障がい者就労施設等からの物品調達方針を策定しており、町ホームページに掲載して周知を図っています。また、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、地域自立支援協議会や関係機関と連携して障がい者の就労支援に取り組んでいます。
- 一般企業等に対して、障がい者への理解を深める取り組み等が重要であり、理解が進むことで雇用定着や勤務継続にもつながるため、今後も、障がいのある人の雇用の開発、就労の場の確保、就労の継続支援などの施策を展開し、個々の能力や適性に応じた就労支援を推進していくことが必要です。
- 下市公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター（「ハ

□-job」)を中心とし、就労促進のため、関係機関との連携を図りつつ、必要な指導・助言等の総合的な支援を継続して行う必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
一般企業等への就労支援	● 下市公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携し、就労や助成金制度等に関する情報提供、相談支援、就労先の開拓、企業への啓発など総合的な支援を推進します。
日中活動系サービス	● 一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対し、就労の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のため、障害者総合支援法による訓練系サービスの機会を確保します。
多様な就労の場(福祉的就労)の確保	● 障がいのある人が意欲と能力に応じて働けるという観点に立って、一般就労に向けた支援を行うこと、企業での雇用が困難な人が一定の支援のもとで就労できること、就労が困難な人が日中活動を行える場の確保など、多様な就労の場(福祉的就労)の確保に努めていきます。そのため、「就労移行支援」「就労継続支援」「地域活動支援センター事業」といった就労や日中活動に関するサービスの充実を図ります。 ● 地域自立支援協議会における就労支援部会との連携を継続しながら就労関係事業所の職員の指導スキル等の向上を推進します。
職業リハビリテーション施策の推進	● 技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立をめざす障がいのある人に対し、各人の能力と適正に配慮した職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の紹介や相談を行います。
工賃向上への支援	● 福祉作業所で製造販売されている商品等のPRや商品の受注機会の推進を図り賃の向上を支援します。
優先購入(調達)の推進	● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(障害者優先調達法)」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。

施策・事業	内 容
重層的支援体制整備事業※の創設	● 包括的な相談支援体制やアウトリーチ等による継続的支援、就労や居住等の社会とのつながりをつくる支援、地域の交流や居場所づくり等の事業を一体的に取り組むことで、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間等の様々な課題に対して対応できる体制づくりを進めます。



※重層的支援体制整備事業：37 ページ参照

3. 生活支援の充実

(1) 情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの充実

現状と課題

- 障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働等、多岐にわたっており、必要としている人に必要な情報が提供されなかった場合、障がいのある人の地域における普通の暮らしや、健康、安全の確保等が阻害されるおそれがあるため、合理的配慮について正しい理解を深めてもらうことと、障がいのある人の尊厳が損なわれることのない社会や障がいのある人のコミュニケーション手段が確保される社会をめざすことが求められています。
- 本町では手話通訳者登録名簿を作成し、障がいのある人が必要な情報を入手し、社会参加ができるよう、手話通訳者の派遣をおこなっています。手話通訳者の派遣や福祉機器の給付等の周知を行い、視聴覚障がいのある人の情報保障に一層努める必要があります。
- 通常時のみならず災害時においても、障がいのある人が正確に情報を得ることができるよう、情報発信のあり方について検討していく必要があります。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）※化の推進にともない、申請書等の電子化の推進に努めるとともに、申請の簡略化等により負担軽減を図っていく必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
障がいのある人の施策に係る情報提供	● 障がいのある人の施策に関する情報について、多様な媒体を通じて発信し、情報を必要とする障がいのある人に対して円滑なサービス利用につなげます。
効果的な行政サービス情報の提供	● 障がいのある人が福祉に関する情報を得る機会を確保するため、「広報よしの」、ケーブルテレビ、インターネット、SNS等のメディアを活用して充実を図ります。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）：進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革させるという概念のことを言います。

施策・事業	内 容
情報のバリアフリーの推進	● I T（情報通信技術）を活用し、それぞれの障がいの種別に配慮した広報・啓発活動を行います。
視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人への情報提供の充実	● 障がいの種類や程度によって情報を得ることが困難な障がいのある人に対しては、視覚障害者福祉センターや聴覚障害者支援センター等と連携を継続しながら、情報提供手段の方策を検討します。
コミュニケーション・情報支援	● 障がいのある人のニーズの多様化に対応するため、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣や福祉機器の給付を行うなど、コミュニケーション・情報支援の充実を図ります。
防災に関する情報の提供	● 障がいのある人に対し、災害・緊急時の防災対策についてホームページ等を活用した多様な伝達手段による広報活動を推進します。 ● 災害時における災害・緊急時の避難場所や町内2か所の福祉避難所（さくら苑・柳光）について、より周知の徹底を図ります。 ● ケーブルテレビの放送について、文字や手話等の挿入について検討を進めます。
申請など手続きの電子化	● DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、申請書等の電子化等を検討しながら、負担軽減を図ります。 ● 外国籍の方に対しては、申請の負担軽減だけでなく、通訳等の支援も継続して進めます。

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 本町における障がい福祉サービスとして、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、生活の場や訪問系サービス、日中活動系サービス、移動支援などのサービス提供体制が整備されています。また、吉野町および近隣市町村において、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に地域自立支援協議会を設置しています。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を活用しつつ、行政・事業所の連携強化および事業所の底上げにつなげていく必要があります。
- 近年では障がい者支援施設での新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しているため、適切な感染症対策や人的支援、環境整備や人材確保が必要です。また、コロナ禍による教訓をもとに、今後また訪れるかもしれない新たな感染症等に対応するため、切れ目のないサービスの提供や代替サービスについて対応を整備していく必要があります。
- 障がいのある人の多種多様なニーズに的確に対応するためには、公的な支援・サービスのほか、インフォーマルなサービス（地域住民やボランティアなどが提供するサービス）の充実が不可欠です。サービスの拡充につながるよう啓発を図ると共に、障がいのある人のニーズと地域の社会資源を結びつけるネットワークづくりの構築と同時に、行政の福祉部門、相談支援事業者等の相談支援機関は、ケアマネジメントの手法（福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法）等を活用し、より専門性の高い相談支援を行う必要があります。

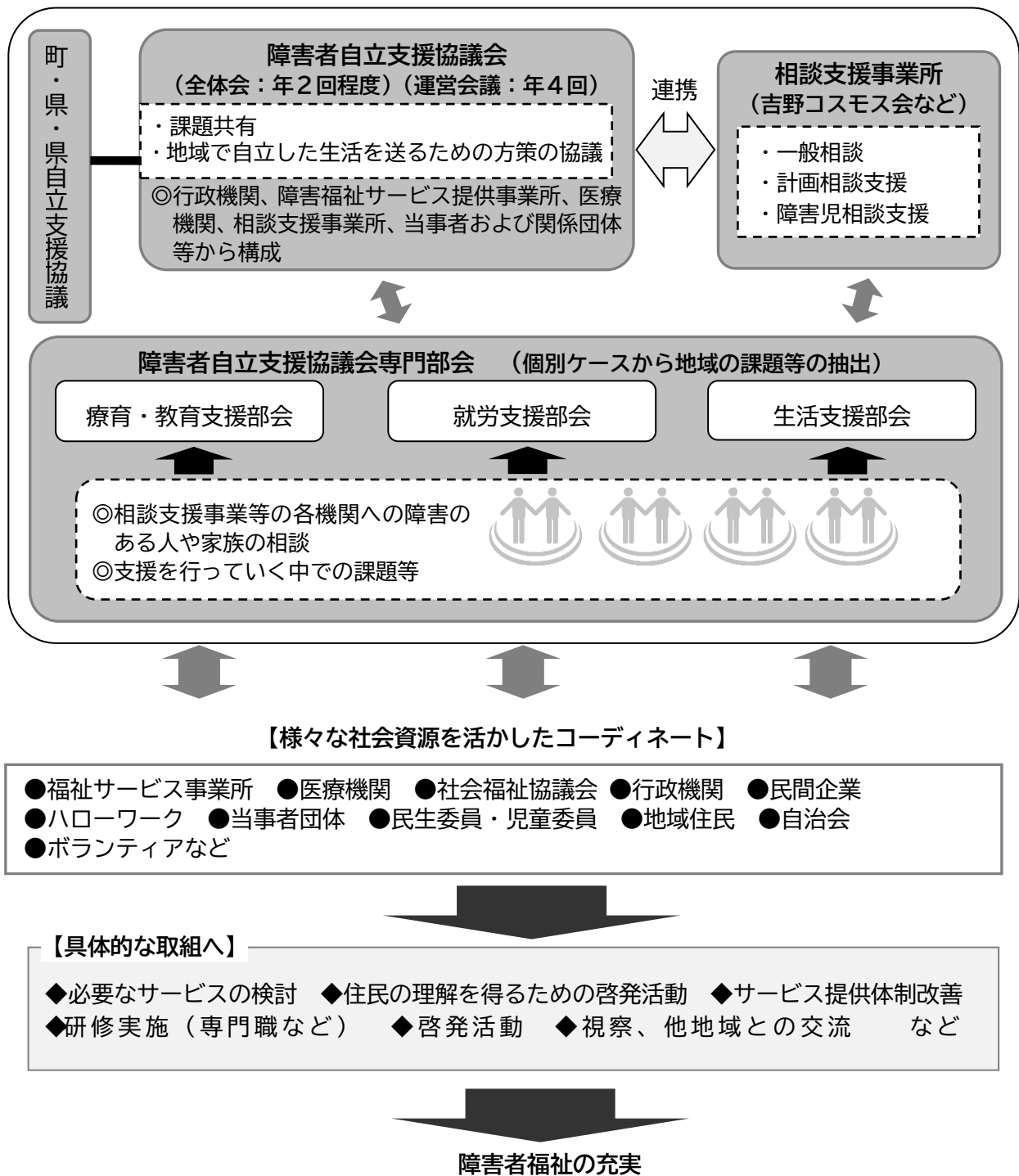
主な施策・事業

施策・事業	内 容
訪問系サービスの充実	● 身体介護や家事の支援等を行う居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるため、サービス量の確保とともに、障がいの状態に応じて適切に提供できるよう、質の向上を図ります。
日中活動系サービスの充実	● 生活介護や就労継続支援、就労移行支援などのサービス基盤を整備し、障がいのある人の地域における日中活動を支援します。
ショートステイ事業等の充実	● 家族の介護負担の軽減、障がいのある人の自立を図るため、医療的ケアへの対応を含め、ショートステイ事業および日中一時支援事業の充実を図ります。
移動支援事業の充実	● 移動支援事業（ガイドヘルプ）は、障がいのある人の社会参加の機会を提供し、生活の質を向上させ、自立生活の確立につながることから、外出ニーズの多様化に対応しながら、制度の充実を図ります。
各種在宅福祉サービスの充実	● 障がいのある人が日常生活において必要なサービスを利用できるように、各種在宅福祉サービスの充実を図るとともに、円滑にサービスが利用でき、また、障がいの状況に応じて、保健・医療との連携のもと、多様で質の高い効果的なサービスが提供されるよう取り組みます。
補装具等の普及	● 障がいのある人の個々の障がいの困難性等に対応した補装具や日常生活用具を提供することができるよう、情報収集、対象品目の充実等を図るとともに、介護保険の福祉用具給付とも連携をしながら適正な給付を進めます。
高齢者在宅生活総合支援事業の推進	● 介護予防を図るため、高齢者福祉サービス、健康・生きがいづくり等、総合的な取り組みを推進します。
介護保険サービスの利用促進	● 65歳以上で要介護認定を受けた方には、介護保険サービスの利用促進を図ります。また、40～64歳の方で特定疾病による場合は、要介護認定を申請し介護保険サービスを利用できることについて啓発を図ります。

施策・事業	内 容
生活の安定支援	障がいのある人の生活の向上と安定を図るため、手当や年金制度の活用を促進します。また、障がいのある人または介護家族の経済的負担の軽減を図るため、公共料金の割引制度の周知に努めます。
インフォーマルサービスの充実	障がいのある人が地域で安心して生活できるように、インフォーマルなサービスを含めた様々なサービスが充実するよう、情報提供等に努めます。



■自立支援協議会の運営イメージ



(3) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 相談支援体制については、主に町役場（長寿福祉課）の窓口と、1か所の相談支援事業所（NPO法人吉野コスモス会）で、障がいのある人や介助者、家族等の相談に応じています。また、吉野町身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、障がいのある人やその家族の立場から相談に応じています。
- 障がい者のニーズにきめ細かく対応するため、市町村、県のそれぞれのエリアに応じた重層的な相談支援体制を整備すると共に、ライフステージに応じた途切れのない支援を提供するため、相談支援の充実を図る必要があります。また、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図り、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取り組むことが必要です。高齢化に伴い、介護保険との連携を継続しながら、サービス利用に困ることなく地域生活が継続できるよう対応していく必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
相談支援体制の充実	● 障がいのある人の主体性を尊重し、自己実現を支援するため、ケアマネジメントの手法等による障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。 ● 個人の様々な障がいに応じた相談に対応していけるよう、各種相談窓口の充実と周知を図り、適切なサービスの利用につなげます。
圏域における相談支援体制の充実	● 障がいに関してなんでも相談できる窓口としての基幹相談支援センターなど、圏域全体における相談支援体制の充実に取り組みます。
相談者が利用しやすい対応の徹底	● 相談支援を行うにあたっては、利用者が理解しやすいやさしい日本語等を取り入れるなど、より丁寧な対応の徹底に努めます。
障がいのある子どもを持つ親への支援	● 悩みや不安を抱える保護者に対し、発達相談や医師による相談により適切な支援が行えるよう相談体制の強化に努めます。

施策・事業	内 容
重層的支援体制整備事業※による相談支援体制の構築	障がいに関する相談にとどまらず、世帯で抱える複合的な課題についても、地域福祉計画の枠組みを有効活用しながら、重層的な支援体制の一環として行います。



※重層的支援体制整備事業：37 ページ参照

(4) 自立した生活活動の支援

現状と課題

- 居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等、各種サービス提供体制の充実に努めています。また、地域生活におけるニーズにきめ細かく対応するため、地域での障がいのある人の福祉に関する相談、日中における活動の場の確保、創作活動や生産活動の機会の提供などを進めています。今後も、障がいのある人の多様なニーズへの対応や相談支援事業から福祉サービスの提供につながるようなネットワークづくり、また、福祉サービスの利用が促進されるように、障がいに応じたサービスの提供基盤を整備する必要があります。
- 障がいのある人が地域での心豊かで自立した生活を送るためには、老々介護のみならず、ヤングケアラー*等の社会的課題に注視しながら、介助・援助者の負担軽減など家族等に対する支援（レスパイトケアなど）も含め、様々なかたちでの日常生活上の支援が必要です。特に在宅での自立した生活を支える在宅福祉サービスの確保と充実、障がいのある人本人やその介助・援助者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、生活の質を高めていく上で重要です。また、障がいのある方の残存機能の維持および向上のため給付適正化にも努めていくことが求められます。
- 障がい福祉サービスの質の向上を図ると共に、障がいのある人の生活を支える基礎となる障害基礎年金や特別障害者手当等の制度が活用されるよう、制度の周知などを図ることが求められます。また、制度の狭間で困ることがないように、介護保険事業や高齢者福祉事業等との連携を図る重層的支援体制整備事業を実施し、各種制度やサービスの代替えになる社会資源の発掘に努める必要があります。
- 難病患者については、法改正による対象者拡大の周知とともに、社会的自立の困難さに対応する支援として、必要な制度が利用できるように周知する必要があります。

*ヤングケアラー：病気や障がいのある家族・親族の介護等で本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかった子どもたちのことを言います。

- 高次脳障がいについては、家庭でも社会でも障がい自体の理解が難しいなどの課題があるため、相談窓口の周知および関係機関との連携をもとに、ニーズに合った支援を継続し進めていく必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
地域自立支援協議会の運営・機能強化	● 障がいのある人に対する保健・福祉・医療・教育等のサービスに関する全体的な調整機関として、地域自立支援協議会を開催し、関係機関との情報共有、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行います。 ● 関係機関との連携強化や、より具体的な課題検討等、地域自立支援協議会の機能の充実を図ります。
地域生活への移行	● 入所施設や精神科病院に入所・入院し、退所・退院が可能で、かつ、地域生活を希望する障がいのある人について、地域における普通の暮らしを営むことができるよう、地域生活への円滑な移行を推進します。
生活の場の確保	● 障がいのある人が、親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、相談支援および地域移行支援や地域定着支援等を活用した総合的な居住支援を進めます。
難病患者・高次脳機能障がい等への生活支援の推進	● 難病患者等の居宅生活支援については、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実を図ります。 ● 難病患者とその家族に対して相談会の実施や、奈良県難病相談支援センターとの連携により、患者や家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消に努めます。 ● 高次脳機能障がいについて、国や県の施策の動向を踏まえて、援助の方策を検討します。
介護者の支援と給付適正化の推進	● 高齢及び若年層の介護負担軽減のため、障害福祉サービス並びに介護保険サービスの利用支援を行います。

(5) 保健・医療の充実

現状と課題

- 本町において、心の健康づくり、精神疾患や認知症、アルコール依存症等の治療や治療中の方の日常生活、社会生活の充実に向けた様々な相談に対応しています。また、内容に応じて医療機関や保健所や各専門職とも連携し、保健・医療・福祉の各方面からの支援を図っています。
- 「吉野町健康増進計画及び食育推進計画」に基づき、「健康で生き生きと暮らせる健康長寿の吉野町」をめざして、要介護状態に移行する可能性のある脳卒中などの生活習慣病の予防として、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「受動喫煙の防止」「健康管理」の各分野に取り組んでいます。特に健康診査とその結果に応じた重症化予防のための健康相談の実施が重要です。新型コロナウイルス感染症により検診受診率が低迷しているため、今後の受診率の回復、向上を図っていく必要があります。
- 障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供、保健・医療・福祉も含めたサービスの利用支援等を行うことで、日常生活や社会生活がより充実されるよう支援しています。今後、更なる生活の質の向上に向け、保健・医療・福祉の連携の充実や町の障害福祉相談窓口や子育て相談窓口での相談から支援につなぐ専門性の向上が必要となります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
母子保健	● 子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦等を対象とした相談や乳幼児健診等を行うとともに、健診の結果について保護者の思いに寄り添いながら、専門家による相談が受けられるようにつなぎ、児に応じた早期療育等、きめ細かな支援の強化を図ります。 ● 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)では、個々のニーズを早期に把握し、地域で安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援に努めます。 ● 保護者に対しては、保健師等やこども園等の関係機関と連携した継続的な相談や育児支援を適切に実施できるよう、妊娠期から乳幼児まで切れ目のない支援を充実し、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境づくりの強化を行います
成人保健	● 成壮年期を中心とし、健康教育や健康相談、各種健康診査等を通じ生活習慣病の予防や早期発見に努め、これらの結果に基づき指導を行い、適切な治療に結びつけます。また、QOL（生活の質）に影響する脳卒中、心臓病、腎臓病のリスクとなる生活習慣病を予防することを重点課題とし、保健活動を行います。
精神保健	● 保健・福祉・医療の連携を図り、心の健康づくりから障がいの早期発見、適切な医療の確保、社会復帰、自立と社会参加が図れるよう、体制の整備を促進します。
精神障がいについての理解の促進	● 身体障がいのある人、知的障がいのある人を主な対象としているサービス提供事業所に対して、より一層の精神障がいの特性についての正しい理解の促進を図ります。

(6) 早期対応と就学支援の充実

現状と課題

- 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対しては、健康・医療・福祉・教育などが連携し、乳幼児健康診査の場や育児相談の機会を通じて保護者の思いに寄り添いながら、ともに児の発達への支援を行っています。教職員等の理解と認識を深め、支援や指導方法を改善するとともに、合理的配慮に留意した教育環境を整えていくことが必要です。
- お子さんの個性や保護者の思いを大切にしながら、その子の発達を十分に支援できるよう、専門職による巡回相談や現場で支援に関わる職員への研修等の充実が必要です。
- 国の障害者権利条約の批准に向けた取組として、一人ひとりのニーズに対応し障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶというインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえながら、すべての人に最も適した学びの機会を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。現状の母子連絡会の取組等による対応とリンクさせることで、より一層早期対応を推進する必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
早期療育の推進	● 乳幼児健康診査等を通じて継続的に支援が必要な乳幼児や、育児不安がある保護者への支援を行うため、相談しやすい環境整備に努めます。 ● 新生児聴覚検査費用の助成についての周知を継続して行い、新生児聴覚スクリーニングの普及に努めるとともに、発達障がいのある児童への体制の支援を図ります。
療育相談体制の充実	● 障がいのある子どもが、こども園等での充実した生活や、在宅生活を送れるよう、介護や子ども同士のふれあいなどの様々な問題に関する相談支援を推進します。

施策・事業	内 容
発達障がいへの支援	● 関係機関との連携を深め、学習障がい（ＬＤ）や注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）など、発達障がいの早期発見に努めるとともに、子どもの様々な実態に即した支援について検討します。また、発達障がいについての住民の理解を深めるため、広報や母子保健事業等による啓発を図ります。
就学前の保育・教育の充実	● 低年齢からこども園に入園する障がい児および発達上の支援を必要としている子どもに対する障がい児保育の充実を図るため、関係機関との連携強化に努めます。 ● 特別支援を要する幼児に対して、園内における人員配置や環境づくりに配慮するとともに、発達の共通理解と指導の連携を図り、支援体制の充実に努めます。
一人ひとりのニーズに応じた教育の実施	● 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、特別支援学校や通級教室、特別支援学級等をはじめとする多様な学びの場において、「個別の支援計画」「個別の指導計画」等を策定し、学校卒業後まで適切な教育施策を展開します。
インクルーシブ教育の理念を踏まえた総合的な支援体制の構築	● インクルーシブ教育（障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育）の理念を踏まえ、医療・福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築に努めます。
学校施設・設備の整備改善	● 障がいのある幼児・児童・生徒の状況およびその保護者の意向を考慮し、就学前教育、学校教育における受け入れ体制施設等の環境整備に努めます。
卒業後の進路先の確保	● 卒業後、障がいの特性に応じた学校生活、地域生活、就労などへの円滑な移行を推進するため、進路先における福祉、就労など関係機関の協力を得る支援体制の構築を図ります。

4. 権利擁護の推進

(1) 人権意識の理解の促進

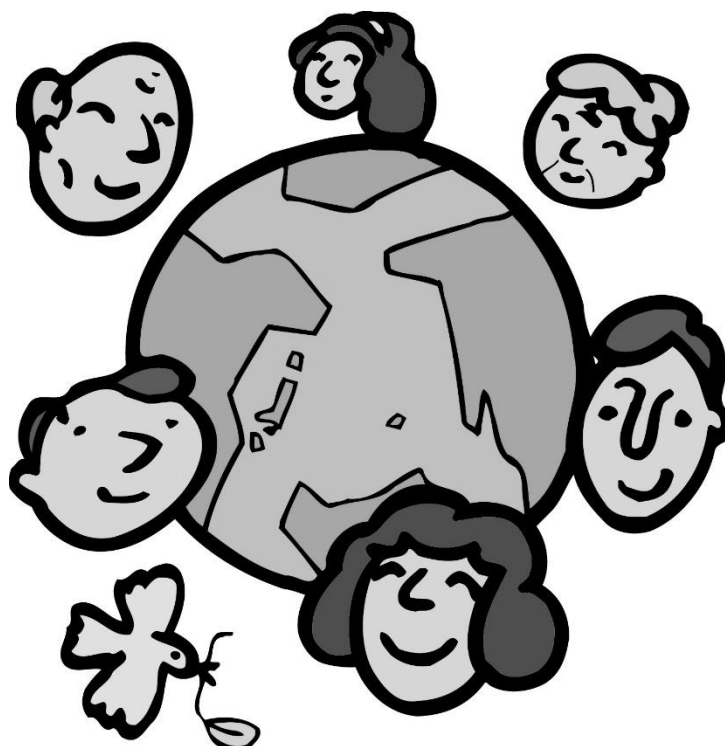
現状と課題

- 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるためには、町民全体の理解を得ながら障がい者施策を進めていくことが重要であり、理解の促進が必要不可欠です。地域住民すべてが人権尊重の意識を持ち、障がいのある人に対する理解を深めることが基本となります。
- 現在、障がいのある人に対する差別・偏見と、理解・認識の度合いは反比例しており、精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加も相俟って、これらの人に対応する体制も充実する必要があります。
- 各種行事・イベント、行政職員等を対象にした人権研修等を通じて、障がいのある人に対する理解を一層深める取り組みを進めています。今後、様々な障がいに対する理解を深め、偏見をなくすと共に、誰もが安心して暮らせる社会づくりに向け、「こころのバリアフリー」を実現していく必要があります。
- また、幼少期から障がいのある人の人権について正しい理解と認識を深めてもらうため、総合学習等を通じて障がいのある人との交流活動や体験学習等による人権・福祉学習の充実を図る必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
広報誌・講演会等を通じての啓発の実施	● 「障がい福祉」に関する町民全体の理解を深め、障がい者差別のない社会づくりをめざすために、「障害者差別解消法」および「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の内容も踏まえ、広報誌やケーブルテレビ等による周知や啓発のための講演活動などを実施します。
障がい者団体等の活動・成果発表の機会の拡大	● 障がいについて理解を普及させるため、町のイベント等において、障がいのある人に関連する団体や福祉事業所等と協働して、活動報告会やパネル展示、その他発表の機会を設けることで、広く町民にPRします。

施策・事業	内 容
行政関係職員の研修の充実	行政関係職員を対象に、障がいのある人への理解を深め、障がいのある人の人権問題をテーマに研修を行います。



(2) 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 認知症、知的障がい、精神障がい等の人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自らの判断でこれらを行うのが困難な場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するため、地域生活支援事業に位置づけられたのが「成年後見制度」です。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、安心して金銭管理サービスや福祉サービスが利用でき、サービスに対する相談・苦情解決への対応ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用の促進を図っています。成年後見制度については事業所向けの講演会を実施していますが、住民向けにも講演会等で周知啓発を行っていくことが求められます。障がいのある人の高齢化だけでなく、介助者や家族も高齢化していることから、障がいのある人の財産管理や日常的な金銭管理等の支援を推進する必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
成年後見制度	● 意思表示や判断能力が不十分な知的障がいのある人・精神障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の活用を図るとともに、被後見人等である障がいのある人が、法律行為の制限による権利侵害を受けないよう、本人の意思を尊重した制度利用を推進します。 ● いわゆる“親亡き後”についても、成年後見制度の活用による支援を行います。
権利擁護施策の普及	● 権利が侵害されやすい障がいのある人や高齢者などの生活を支援するため、吉野3町（下市町、大淀町、吉野町）で行っている無料法律相談や吉野町社会福祉協議会で行っている心配ごと相談事業などの充実を図ります。また成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及・啓発と利用促進に努めます。

(3) 虐待防止の推進

現状と課題

- 平成 24 年に施行の障害者虐待防止法において、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障がいのある人を雇用する者は、障がい者虐待防止等に努める必要があること、並びに障がい者虐待を発見した者には通報を義務づける等の具体的な対策が定められました。障がい者虐待の未然防止と発生時の迅速かつ適切な対応のため、関係者の虐待防止・権利擁護意識の醸成を図るとともに、各自治体において専門性の強化や虐待判断の標準化が図られることが必要です。また、相談しやすい窓口環境の整備や相談機関の周知について進めていく必要があります。
- 虐待ネットワーク会議を毎年開催し、地域の方や関係機関と情報共有を行っていますが、障がいのある人への虐待について高齢者部門や関係機関との連携、さらには、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制強化をより一層充実させることが重要です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
障がいのある人等に対する虐待の防止と安全確保	● 障がいのある人等に対する虐待の防止と安全確保(虐待が発生した場合に避難する場の確保)、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けた地域での連携システムの構築を検討します。 ● 児童虐待について、教育委員会等とも連携をしながら対応を図ります。また、高齢者の虐待についても各種虐待防止の仕組みと連携しながら対応を図ります。 ● 虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有によりチームでの対応を取りながら、虐待防止に努めます。 ● 防犯対策等についての周知を継続して行います。

施策・事業	内 容
虐待相談機能の充実	● 虐待相談等は、基幹相談支援センターと障がい者担当部局が一体的に対応し、スムーズで迅速な対応や継続した相談対応が可能となるように努めます。 ● 障がい者および養護者に対して相談や指導・助言等の支援を実施します。 ● 相談窓口の充実や町民等に対し、虐待を発見した場合の通報義務及び通報窓口についての周知活動を今後も展開します。



(4) 防災・防犯対策の充実

現状と課題

- すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、防災施設の整備等による災害に強いまちづくりを推進するとともに、自らの身の安全は自らが守り、それが困難な障がいのある人等を地域で支援することができる災害に強い人づくり・コミュニティづくりを推進することが必要です。また、災害時には、一人ひとりの障がいのニーズに応じたきめ細かな行政サービスの提供が困難となるため、普段から、声かけ、安否確認などによる地域の見守り体制を構築する必要があります。また、多発する障がい者や高齢者をターゲットとした、振り込め詐欺などの被害を未然に防ぐため啓発を充実し、消費生活相談の周知を図るとともに、地域における見守りやつながりの強化が重要です。
- 防災上の問題として、降雨による水害や土砂災害の発生、また地震の発生等が懸念されている中、防災対策について、避難行動要支援者名簿情報の利用および提供や個別計画の策定、福祉避難所の確保、避難確保計画の作成・避難訓練の実施促進など、さらなる取組を進めていく必要があります。また、防犯対策についても、自宅・施設入所者等が安心して生活を送ることができるよう、防犯マニュアルの作成等の取組をより一層進める必要があります。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
防火・防災意識の普及啓発	● 防火・防災知識の向上と災害時等に的確な対応を図れるよう、障がいのある人および家族、施設職員等に対して、防火・防災意識の普及啓発を図るとともに、消防訓練や防災訓練への参加の呼びかけを行います。
防災・防犯に対する意識の向上	● 「広報よしの」やケーブルテレビ、町のホームページ、SNS等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。 ● 民生委員・児童委員においては、今後災害時における地域での障がいのある人々のネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。

施策・事業	内 容
地域防災力の向上	● 災害時に地域住民同士による迅速な消火活動、安否確認、救助などを行うことができるよう、区（自治会）単位で自主防災組織の結成を促進します。
防災施設、設備等の整備	● 障がいのある人に配慮して、災害等緊急時に避難所となる公共施設等のバリアフリー化に努めます。
災害・緊急時における防災ネットワーク	● 障がいのある人などの災害時要援護者の実態把握に努め、自主防災組織、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア等による協力体制を確立し、災害時要援護者やその家族の声を反映することにより、災害・緊急時に迅速に対応できる防災ネットワークの構築を図ります。 ● 障がいのある人などの災害時要援護者が、災害発生時に安全の確保と適切な避難生活等ができるよう、地域と連携しソフト・ハード面の充実に取り組みます。 ● 災害時における災害・緊急時の避難場所や町内2か所の福祉避難所（さくら苑・柳光）について、より周知の徹底を図ります。 ● 障がいのある方が安心して避難所を利用できるよう、障がいに対する理解促進に努めます。
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。
東南海地震等に備えた障がい者支援体制の整備	● 「東南海地震等に備えた被災地障害者支援計画（南和圏域）」と連携しながら、被災時における障がいのある方々への支援体制の構築に取り組みます。
防犯体制	● 悪質商法等による消費者被害の防止や防犯知識、県の消費生活センターの活動の周知など、障がいのある人への防犯情報の提供に努めます。 ● 障がいのある人を含め、地域社会の関係者による防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを推進します。

第5章 計画の推進体制

1. 総合的な推進体制の構築

本計画は、本町における障がい者施策に関する総合的な指針であり、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくり等の他分野にもかかわるものです。

そのため、計画の推進においては関連部署の連携のもとで総合的に事業等を進める必要があります。また、本計画の基本理念を実現し、障がいのある人が尊厳をもち自立した生活を送るためには、近隣の市町村との広域連携や、関係機関・団体との連携が求められます。加えて、障がい者施策の基本的な考え方であるノーマライゼーションや地域社会での受容を実現するためには、町民の理解と協働が不可欠です。

このようなことから、本町では計画を推進するにあたり、以下のような推進体制を構築します。

(1) 庁内の推進体制の強化

障がいのある人に切れ目のない、一貫した支援を提供するために、長寿福祉課が中心となり、庁内の保健、医療、福祉、教育、住宅、まちづくり等の部署と連携し事業等の推進を図ります。また、支援の網からもれる人を無くすために、関連部署が連携した相談体制を充実し、苦情に対しても奈良県や広域的に調整する仕組みを活用し迅速に解決します。加えて、障がい福祉サービスの質の向上が期待されるなかで、事業者側によるサービスの自己点検を基礎としつつも、長寿福祉課においても障がい福祉サービスの点検を行うことで、サービス品質の底上げを図ります。

(2) 関係機関・団体、近隣市町村との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等を進めるため、行政だけではなく、障がい者団体をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会などの地域

組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障がい者施策に関わる多様な機関と連携しながら計画の推進を図ります。特に、社会福祉協議会は、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな福祉サービスを実践しており、地域福祉活動の中核となっています。その役割を強化するとともに、住民参加による活動の推進等、新たな事業の推進を支援します。

加えて、支援を必要とするすべての人が適切にサービスを受けられるよう、奈良県や近隣の市町村と積極的に情報・意見交換を行います。

（３）町民による団体活動の支援および障がい者の参画

各種障がいのある人の団体活動は、障がいのある人の自立と社会参加に向けた重要な役割を果たしていることを踏まえ、団体の実情を十分に把握しながら支援を継続していきます。

また、障がいのある人の団体活動を支援するだけでなく、地域に暮らしながらも様々な理由により個人として意見を主張することが困難な障がいのある人などが、様々な機会を通じて地域に関わることができる方法について検討を進めていきます。

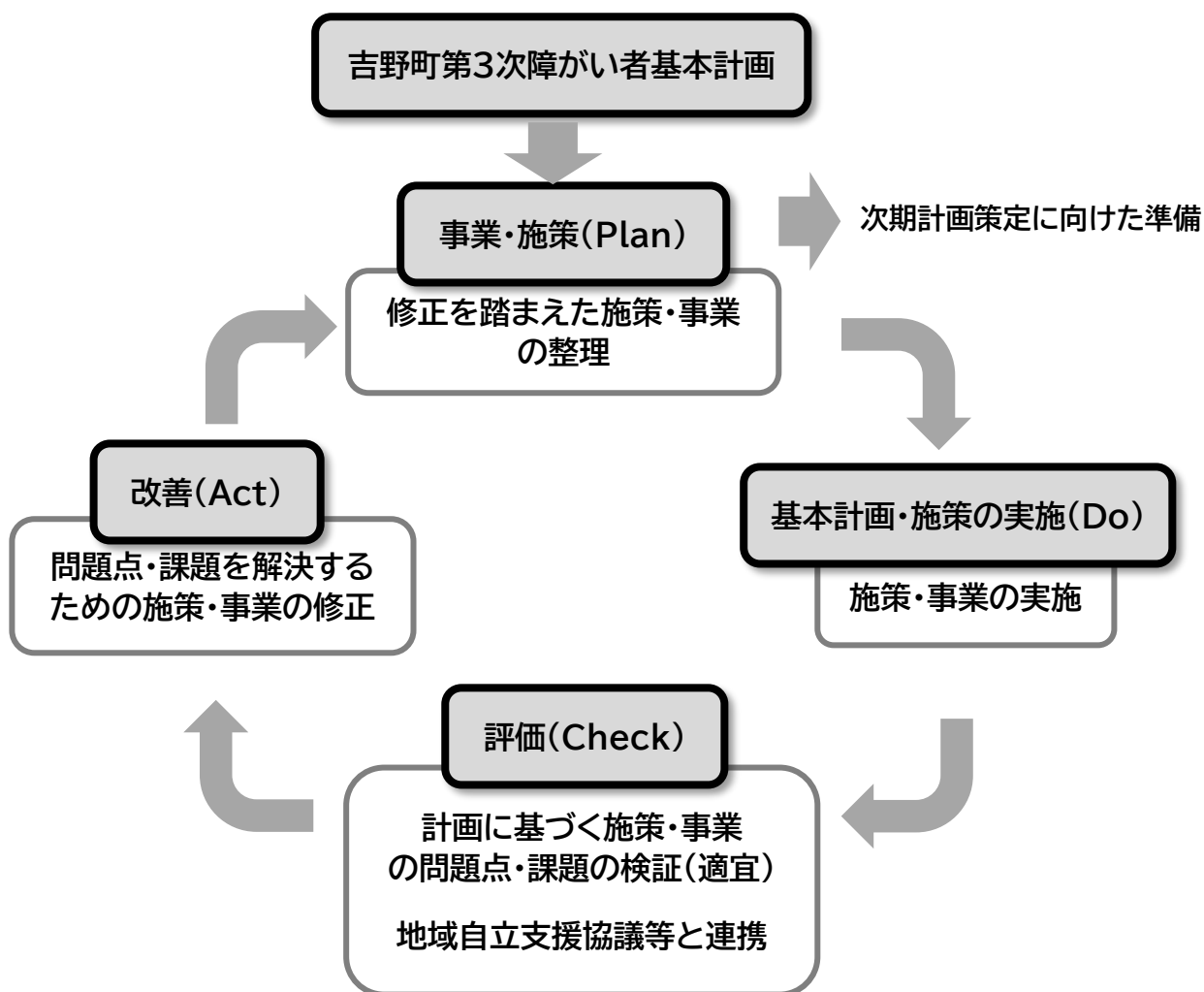
（４）地域づくりのための人材確保と育成

総合的に地域での生活を支援し、障がいのある人のサービスを担う専門従事者として、特に体制の確立が遅れている精神障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。

また、知的障がいのある人など意思表示が困難な障がいのある人には、継続的な関係づくりが必要とされます。このため、より専門的な相談支援を実施できるよう、各種研修への職員の積極的な参加を図ります。

2. 計画の進捗管理

障がい福祉のニーズが多様化する中で、国の動向や社会状況の変化に応じた施策を継続することが重要です。本計画は計画期間が10年であり、施策・事業についてはPDCAサイクル（Plan[計画]、Do[実施]、Check[評価]、Act[改善]）に基づき、施策・事業の見直しを行います。



資 料 編

吉野町障害者基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく吉野町障害者基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、吉野町障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関し調査及び協議し、その結果を町長に報告すること。
- （2）その他委員長が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）町議会を代表する者
- （2）地域及び障害者福祉団体を代表する者
- （3）公共的団体等を代表する者
- （4）保健、福祉及び労働関係行政機関を代表する者
- （5）識見を有する者
- （6）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則(平成24年9月吉野町要綱第25号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年4月吉野町要綱第26号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月吉野町要綱第3号)

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(令和4年9月吉野町告示第80号)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

参考(第3条関係)

令和4年度委員

(1) 町議会を代表する者	(1) 吉野町議会総務文教厚生委員長
(2) 地域及び障害者福祉団体を代表する者	(2) 吉野町区長会長 (3) 吉野町身体障害者福祉協会会長 (4) 吉野町手をつなぐ育成会会長 (5) 吉野町肢体不自由児者父母の会会長
(3) 公共的団体等を代表する者	(6) 吉野町民生児童委員協議会会長 (7) 吉野町社会福祉協議会副会長 (8) 吉野町障害者相談支援事業委託事業所 (9) 吉野町教育委員会 教育長職務代理
(4) 保健、福祉及び労働関係行政機関を代表する者	(10) 奈良県吉野福祉事務所所長 (11) 奈良県吉野保健所所長 (12) 下市公共職業安定所長 (13) 吉野町長寿福祉課長
(5) 識見を有する者	(14) 学識経験者及び有識者等
(6) その他町長が必要と認める者	

吉野町第3次障がい者基本計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属 ・ 役 職 名	氏 名
町議会を代表する者	吉野町議会総務文教厚生委員長	西澤 巧平
地域及び障害者福祉団体を代表する者	吉野町区長連合会 会長	竹内 一
	吉野町身体障害者福祉協会 会長	川上 暢造
	吉野町手をつなぐ育成会 会長	山本 悦子
	吉野町肢体不自由児者父母の会 会長	和田 恵利子
公共的団体を代表する者	吉野町民生児童委員協議会代表	木谷 千津子
	吉野町社会福祉協議会 副会長	上辻 美恵子
	NPO法人吉野コスモス会代表 (吉野町障害者相談支援事業委託事業所)	竹林 祐
	吉野町教育委員会 教育長職務代理	大石 さゆり
保健・福祉及び労働関係行政機関を代表する者	奈良県吉野福祉事務所 所長	山岡 正典
	奈良県吉野保健所 所長	柳生 善彦
	下市公共職業安定所 所長	井戸本 達雄
	吉野町長寿福祉課 課長	吉村 直樹
識見を有する者	学識経験者及び有識者	深谷 弘和

策定の経緯

年	月日	内容	
令和 4 年	10 月 17 日 ～11 月 7 日	アンケートの実施	
	12 月 13 日	第 1 回策定委員会	計画策定の趣旨、アンケート調査速報について 基本目標、基本理念について
令和 5 年	2 月 2 日	第 2 回策定委員会	計画素案について(現状と課題、施策)
	2 月 15 日 ～3 月 1 日	パブリックコメントの実施	
	3 月中旬	第 3 回策定委員会	計画最終案について

※第 3 回策定委員会については、長寿福祉課と委員長で最終確認
を行い、書面報告にて実施。

用語解説

アルファベット

ADHD

注意欠如・多動症。発達水準からみて不相応に注意を持続させることが困難であったり、順序立てて行動することが苦手であったり、落ち着きがない、待てない、行動の抑制が困難であるなどといった特徴が持続的に認められ、そのために日常生活に困難が起こっている状態をいう。

LD

学習障がい。「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

あ 行

アウトリーチ

行政や支援機関等が、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、支援につながるように積極的に働きかける取り組みのこと。

移動支援事業

社会生活に必要な外出時や余暇活動等のための外出時における移動の支援を行う事業。

か 行

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として位置づけられた施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共同生活援助

障がいのある人に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、生活支援員が、相談、入浴、食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。平成 30 年度から、障がい者の重度化や高齢化に対応するため、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することができる「日中サービス支援型」が創設された。

居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯および掃除等の家事援助を行う。

行動援助

知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行う。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

さ 行

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人について、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行なうとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練および就労移行支援）を行なう施設

自閉症スペクトラム

正常な社会的関係を構築することができず、言葉の使い方に異常がみられるか、まったく言葉を使おうとせず、強迫的な行動や儀式的な行動を特徴とする発達障害。

就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行う。

就労継続支援B型

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行う。

障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者の虐待の予防と早期発見および養護者への支援を講じるための法律。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいの有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年、障害者自立支援法として制定。平成 24 年に改正・改題された。

障害者優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）で、2013 年（平成 25）4 月に施行された。国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。障がい者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障がい者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

情報アクセスビリティ

情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

身体障がいのある人

身体の機能に障がいがある者。身体障害者福祉法の規定では、① 視覚障がい、② 聴覚または平衡機能障がい、③ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい、④ 肢体不自由、⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障がいがある18歳以上の者であり、身体障害者手帳の交付を受けた者。18歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行う。

精神障がいのある人

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義をしている。

精神保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証するもの。精神障がい者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

た 行

短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行う。

地域活動支援センター

障害者総合支援法にもとづき、障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。障がいのある人の地域生活を支える、「地域生活支援事業」のひとつとして位置づけられている。

知的障がいのある人

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。都道府県知事から療育手帳の交付を受けた者。

テレワーク

Tele（遠く、遠隔の）」と「Work（仕事）」を組み合わせた造語で、ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方をさす。

特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な 行

難病

(1)原因は不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

知的や精神に障がいのある人、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業。

日常生活用具

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。種目として以下の6つがある。

介護訓練支援用具 ----- 特殊寝台、特殊マットなど

自立生活支援用具 ----- 入浴補助用具、T字状・棒状のつえなど

在宅療養等支援用具 ----- ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計など

情報・意思疎通支援用具 -- 視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、ファックスなど

排泄管理支援用具 ----- ストーマ装具（ストーマ用品）、紙おむつなど

住宅改修費 ----- 居宅生活動作補助用具（障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

日中一時支援事業

家族の就労支援および家族の一時的な休息を目的に、障がい者の日中における活動の場を提供する事業。

は 行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。広汎性発達障がいとは、(1)社会性の障がい、(2)コミュニケーションの障がい、(3)想像力の障がいとそれに基づく行動の障がい、という三つの特徴を持つ障がい。三つの障がいが見られなくなるときは自閉性障がい、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障がいとされている。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

福祉避難所

障がい者、高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする人々を対象に開設する避難所。

放課後等デイサービス

支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

補装具

身体障がい者の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車イス・義手・義足などがある。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。しかし、その内容・形態は多様となっている。

ら 行

リハビリテーション

障がいのある人が、社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

療育手帳

在宅で障がいのある人や乳幼児・高齢者などを介護・介助している家族のために一時的に介護・介助を代替し、家族の介護・介助に対する負担の軽減を図ること。

レスパイトケア

乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス

吉野町第3次障がい者基本計画

令和5年3月

発行：吉野町 長寿福祉課

住所：〒639-3114

奈良県吉野郡吉野町大字丹治 130 番地の 1
(健やか一番館 3F)

電話番号：(0746)32-8856

FAX番号：(0746)32-4690